

外国人養殖業技能実習の手引き

平成 22 年 3 月

社団法人 大日本水産会

ま え が き

外国人研修生の受入れについては、平成元年に「出入国管理及び難民認定法」の一部が改正され、研修生の在留資格が明確にされるとともに、平成5年には技能実習制度が創設されて、研修制度の充実が図られました。さらには、平成21年に技能実習制度に係る5つの法務省令が公布され、平成22年に新たな技能実習制度がスタートされます。

こうした状況の中で、平成21年12月24日、外国人研修・技能実習制度において、新たな移行職種として養殖業職種/ホタテガイ・マガキ養殖作業が認定されました。

今後、養殖業技能評価システムの活用については、技能実習生は労働関係法令の適用を受けることから、関係者が一体となり、認識を共有して、適正な監理・運営に取り組む必要があります。

この手引きは、以上の状況を踏まえ、養殖業分野において監理団体、漁協等の技能実習実務担当者が技能実習生を受入れる際の参考資料として利用していただくことを目的に、水産庁の助成を得て、平成22年3月に作成されたものであります。この手引きを広く活用され、養殖業分野における円滑な技能実習生の受入れと技能実習制度の適切な運用が図られることを期待します。

なお、この手引きの作成に当たっては、技能実習を円滑に実施するために本会に設置している「養殖業技能実習制度協議会」のメンバーの全面的な協力を得たものであることを申し添え、感謝の意を表します。

平成22年3月

社団法人 大日本水産会

外国人養殖業技能実習の手引き

目次

I. 技能実習制度	1
1. 技能実習制度の概要	1
(1) 概 要	1
(2) 技能実習生の条件	2
(3) 技能実習生の監理団体・実習実施機関	3
(4) 送出し機関	6
(5) 技能実習生の人数	7
(6) 講習と技能修得活動	7
2. 技能実習生受入れの事前手続き	9
(1) 在留資格認定証明書の交付申請手続き	10
(2) 送出し機関との協定書の締結	11
3. 養殖技能実習	12
(1) 養殖技能実習の構成	12
(2) 技能実習計画	13
(3) 技能実習指導員体制	14
(4) 実施要領とチェックポイント	14
(5) 技能実習生の安全の確保	20
(6) 実習の管理と報告体制	21
(7) 技能実習の放棄	21
4. 実習生の受入れ準備	23
(1) 実習事業と予算計画	23
(2) 賃金及び講習手当	24
(3) 受入れ準備とオリエンテーション	24

5. 出入国管理	27
(1) 技能実習生として来日するための手続き	27
(2) 在留中の手続き	27
(3) 出国の手続き	27
(4) 入管法違反	27
(5) 失踪	28
6. 関係機関	29
(1) 国際研修協力機構の役割と業務	29
(2) 関係する行政機関	30
II. 技能実習2号制度	31
1. 技能実習制度の概要	31
(1) 概要	31
(2) 具体的事項	31
(3) 技能実習2号への在留資格変更後	33
III. 養殖業技能実習制度の運営について	34
1. 養殖業技能実習制度協議会の役割	34
IV. 技能実習2号への移行手続き	36
1. 技能実習2号移行手続きの流れ	36
2. 受験資格の審査	37
3. 技能実習成果の評価システム	37
V. 資料	

I. 技能実習制度

1. 技能実習制度の概要

(1) 概要

研修制度は、1960年代後半から実施されてきました。当初は、海外進出企業の現地法人・合弁企業からの受入のみでしたが、1990年に開発途上国の人材育成に貢献することを目指して、団体監理型の研修が認められました。更に、1993年に研修生に受け入れ企業との間の雇用関係の下に、より実践的な技能を修得させることを目的に、技能実習制度を創設し研修・技能実習制度として受け入れを行っていました。その後、2009年7月の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正により、実務研修を含む研修が雇用契約に基づき労働法規の適用を受ける「技能実習1号」となりました。

本制度の目的は、我が国で開発され培われた技能、技術、知識を習得・習熟することで、その技能等の海外移転を通して経済・社会の発展に寄与することを目的とした、いわゆる人材育成・国際貢献であり、外国人労働者の受け入れを目的としたものではありません。

養殖業についても、我が国で培われた養殖技術を開発途上国等に移転することを目的としたものであることを理解し、人手不足を補うためではなく人材育成・国際貢献を目的として受け入れる姿勢が必要です。

技能実習制度は、在留資格「技能実習1号イ・ロ」「技能実習2号イ・ロ」で構成されています。

イは、海外にある合弁企業等の社員を受け入れて行う活動

ロは、商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行う活動

と規定されており、養殖業については監理団体を通じて受け入れられるものでありロに該当します。

「技能実習1号」は、講習による知識習得活動、及び、雇用契約に基づく技能等の修得活動

「技能実習2号」は、「技能実習1号」の活動に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動となります。

「技能実習1号」は1年以内、「技能実習1号」と「技能実習2号」を合わせて、3年以内と定められています。「技能実習1号」が修了した後、「技能実習2号」に移行する場合は、技能検定基礎2級、またはそれに準ずる検定・試験に合格していることが、在留資格変更許可の要件となっています。養殖業については、2009年12月24日ホタテガイ・マガキ養殖作業が技能実習移行作業として認定され、技能評価の試験に合格すれば「技能実習2号」に移行できることになりました。

従来の研修は、雇用契約に基づかず労働法規の適用を受けない活動でしたが、「技能

実習1号」のうち技能修得活動は、雇用契約により就労する資格となりましたので、講習終了後は健康保険関係、社会保険関係、労働関係の各法規の適用を受けることになりました。

(2) 技能実習生の条件

技能実習として入国するためには、以下の要件を満たしていることが必要になります。

① 技能等の水準要件

修得しようとする技能等が、同一作業の反復のみによって修得できるものではないこと、いわゆる単純作業ではないこと。

② 年齢及び帰国後活用要件

18歳以上で、帰国後修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

③ 現地修得困難要件

本国で修得することが困難な技能等を修得すること。

④ 業務経験要件

技能実習を受ける業務と同種の業務に従事した経験を有する、又は技能実習を受けることを必要とする特別な事情があること。

⑤ 技能実習生推薦要件

送出し国の国又は地方公共団体の機関、又はこれに準ずる機関の推薦を受けて技能を修得するものであること。

⑥ 保証金・違約金等に関する要件

技能実習生本人等と技能実習に関連して、保証金の徴収、その他の金銭財産の管理、違約金等の不当な金銭等の移転の契約がなされていないこと。また、送出し機関、監理団体、実習実施機関等の間で、違約金等を定める契約がなされていないこと。

(3) 技能実習生の監理団体・実習実施機関

団体監理型の受入れは、技能実習は監理団体の責任及び監理の下で行われます。監理団体は、技能実習生の技能修得活動の監理を行う営利を目的としない団体で、監理団体の要件を定める省令の要件を満たしている必要があります。

① 監理団体の種類

商工会議所・商工会（実習実施機関が会員であること。）

中小企業団体（実習実施機関が組合員であること。）

職業訓練法人

農業協同組合（実習実施機関が組合員であること。）

漁業協同組合（実習実施機関が組合員であること。）

公益社団法人・公益財団法人

法務大臣が告示で定める監理団体

2009年7月の入管法改正により漁業協同組合が新たに監理団体として認められました。

② 職業紹介の許可又は届出の必要性

技能実習生は、実習実施機関との雇用契約を結んで入国し技能実習を行うことになり、監理団体と送出し機関が提携して行う技能実習生の受入れは、職業紹介行為に該当するため職業紹介事業の許可又は届出が必要となる。

③ 公的援助の要件

国・地方公共団体又は独立行政法人から、資金その他の援助・指導を受けて運営されること。〔その内容としては、補助金等の財政援助・公的施設の提供・講師派遣（交通安全・防火防災指導、健康管理指導）などがあります。〕

④ 定期監査等の要件

監理団体の技能実習の責任者である役員が、3月に1度監査を行うほか、不正行為を知ったときは直ちに監査を行い、管轄する地方入国管理局に報告する。（担当役員が実習実施機関の経営者・職員の場合は、自ら経営等を行う実習実施機関に対する監査を他の役員が行う。）

⑤ 相談体制

監理団体が技能実習生からの相談に対応する措置が講じられていること。

⑥ 技能実習不可能時の対応要件

技能実習の継続が不可能となった場合に、監理団体が新たな実習実施機関の確保に努めること。

⑦ 管理費用の明確化要件

管理費用を徴収する場合は費用の負担機関に金額及び用途を明示すること。（技能実習生に直接・間接に費用負担させることは認められない。）

⑧ 技能実習実施計画作成者要件

「技能実習1号」に係る実習計画は、監理団体の役員または職員で技能実習生が取得しようとする技能等について一定の経験又は知識を有し、当該計画を適正に策定する能力のある者が策定すること。（監理下にある実習実施機関の経営者または職員を除く。）

⑨ 訪問指導の要件

監理団体の役員または職員（監理下にある実習実施機関の経営者または職員を除く。）が、「技能実習1号」の活動期間中は、1か月につき少なくとも1回実習実施機関で実施状況を確認し、適正な実施について指導するとともに、当該指導にかかる文書を作成し、事業所に備え付け、技能実習の終了日から1年以上保管すること。

⑩ 講習（座学）の実施要件

監理団体は、技能実習生の入国直後から講習を座学により実施すること。

[講習すべき科目]

ア. 日本語

イ. 日本での生活一般に関する事項

ウ. 入管法、労働基準法、不正行為の対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報

エ. 円滑な技能等の修得に資する知識

法的保護に関する事項については、監理団体または実習実施機関に所属しない専門的な知識を有する者が講義を行う。

講習の総時間は、「技能実習1号」での実習実施予定時間全体の6分の1以上（技能実習生が入国前6月以内に、監理団体が本邦外で実施する講習、または外国の公的機関や教育機関が実施する外部講習で、1月以上の期間かつ160時間以上の過程を有する講習を受けた場合は、12分の1以上とされている。）

⑪ 技能実習生帰国等の報告要件

技能実習生が活動を終了して帰国した場合、または活動継続が不可能となる事由が生じた場合、その事実と対応策を地方入国管理局に報告すること。

⑫ 講習実施施設の要件

講習を実施する施設を確保していること。

⑬ 帰国旅費確保の要件

技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。

⑭ 講習日誌の要件

講習の実施状況に係る文書を作成し、事業所に備え付け1年以上保存すること。

⑮ 監理団体のあっせんに関する要件

技能実習に係るあっせんにより収益を得ないこと。

以上が監理団体に求められる要件ですが、このほか監理団体・実習実施機関双方に係る要件は次のとおりです。

① 技能実習に関する違約金等の要件

送出し機関、監理団体、実習実施機関及びあっせん機関相互間で、技能実習に関して労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等、不当に金銭の移転を予定する契約が締結されていないこと。

② 宿泊施設要件

技能実習生用の宿泊施設を確保していること。

③ 労災保険等補償措置要件

技能修得活動を開始する前に、労働者災害補償保険関係の成立の届出その他これに類する措置が講じられていること。

④ 受入れに係る欠格要件

監理団体、実習実施機関、あっせん機関またはその役員、経営者等が技能実習に係る不正行為を一定期間行っていないこと。

不正行為と停止期間

ア. 暴行・脅迫・監禁（5年）

イ. 旅券・外国人登録証明書の取り上げ（5年）

ウ. 賃金等の不払い（5年）

エ. 人権を著しく侵害する行為（5年）

オ. 偽変造文書等の行使・提供（5年）

カ. 保証金の徴収等（3年）

キ. 講習期間中の業務への従事（3年）

ク. 二重契約（3年）

ケ. 技能実習計画との齟齬（3年）

コ. 名義貸し（3年）

サ. 実習継続不可能となる事由が生じた際の報告不履行（3年）

シ. 監査、相談体制構築等の不履行（3年）

ス. 行方不明者の多発（3年）

受入れ人数 50 人以上は、受入れ総数の 5 分の 1

受入れ人数が 20 人以上 49 人以下は、10 人

受入れ人数 19 人以下は、受入れ総数の 2 分の 1

セ. 不法就労者の雇用等（3年）

ソ. 労働関係法令違反（3年）

タ. 営利目的あっせん行為（3年）

チ. 再度の不正行為に準ずる行為（3年）

ツ. 日誌等の作成不履行（1年）

テ. 帰国に関する報告の不履行（1年）

⑤ 監理団体、その役員・管理者、技能実習の監理に従事する職員が、不正行為に準ずる行為を行い改善措置を講ずるよう入国管理局等から指導を受けた場合、再発防

止策が講じられていること。

- ⑥ 監理団体、その役員・管理者、技能実習の監理に従事する職員が、労働関係法令等に違反して刑に処せられたことがある場合は、執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年経過していること。

他に実習実施機関に求められる要件としては

ア. 報酬要件

日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

イ. 技能実習指導員要件

常勤の職員で、修得しようとする技能等について5年以上の経験を有すること。

ウ. 生活指導員要件

生活指導員が置かれていること。(常勤であることは求められていない。)

エ. 技能実習日誌要件

技能実習の実施状況に係る文書を作成し、事業所に備え付け、1年以上保存すること。

(4) 送出し機関

技能実習生が国籍又は住所を有する国の所属機関や技能実習の準備に関与する外国の機関をいいます。技能実習生の募集・選抜、技能実習生の推薦、渡航前の事前講習を行う機関も含まれます。受入れ側が技能実習制度を理解しているだけでなく、送出し機関も十分理解し安価な労働者として募集し、派遣するものであってはなりません。技能・技術の移転に参画しているという認識を持つ必要があります。

① 送出し機関の条件

送出し機関の経営者又は管理者が過去5年間に外国人を不正に入国させ又は不正行為を行い不正行為を隠蔽するため偽変造文書虚偽の文書等の行使提供を行ったことがないこととされています。

② 送出し機関の留意すべき事項

ア. 保証金の徴収の禁止等

失踪防止を名目に、保証金等を徴収している送出し機関があったり、高額な保証金を徴収しているケースがあり、このため経済的負担となり違法行為を行わせる結果となります。このような目的での金銭財産の管理は行ってはなりません。

イ. 帰国後の修得技能等の活用状況に関するフォローアップ

技能実習生が帰国後、本国において一定期間日本で学んだ技能等を活用する業務に従事しているか確認し、監理団体や実習実施機関が、事後の申請で地方入国管理局から提出を求められた場合には、速やかに提出できるように、確認した活用状況を取りまとめ、監理団体や実習実施機関に報告しておく必要があります。

(5) 技能実習生の人数

漁業協同組合等が監理団体として受入れる場合で、実習実施機関が法人の場合は常勤の従業員の総数以内でかつ下表の通りで受入れ人数が決定します。

(技能実習生は、常勤の職員数に含まれません。)

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
50人以下	3人

但し、実習実施機関が法人ではない場合は2名以内となります。

(6) 講習と技能修得活動

① 講習

団体監理型の技能実習1号は、講習と技能修得活動で構成されています。講習は、技能修得活動に入る前に座学で行われます。技能実習1号の期間の6分の1以上の期間を充てることになります。なお、入国の6か月以内に海外において1か月以上かつ160時間以上の講習を受けた場合は、技能実習1号の期間の12分の1となります。海外における講習には、監理団体又は監理団体の委託を受けた団体により実施されるものと、公的機関又は教育機関が技能実習に資する目的で実施された講習があります。

我が国で行う講習には、技能実習生の法的保護に必要な情報の科目を行うことが必須となっています。この科目は出入国管理関係法令及び労働関係法令、不正行為の対処方法に精通した外部の講師によって行われる必要があります。

実習実施機関と実習生間の雇用関係は講習終了後に生じることになりますから、講習期間中は、技能実習実施機関において実地の機械操作教育や安全衛生教育を行うことはできません。またこの期間は、賃金を支払うことはできません。その間は、生活に必要な最低限の費用として監理団体が講習手当を支払うことができることになっていますが、金額については特に規定はありません。

② 技能修得活動

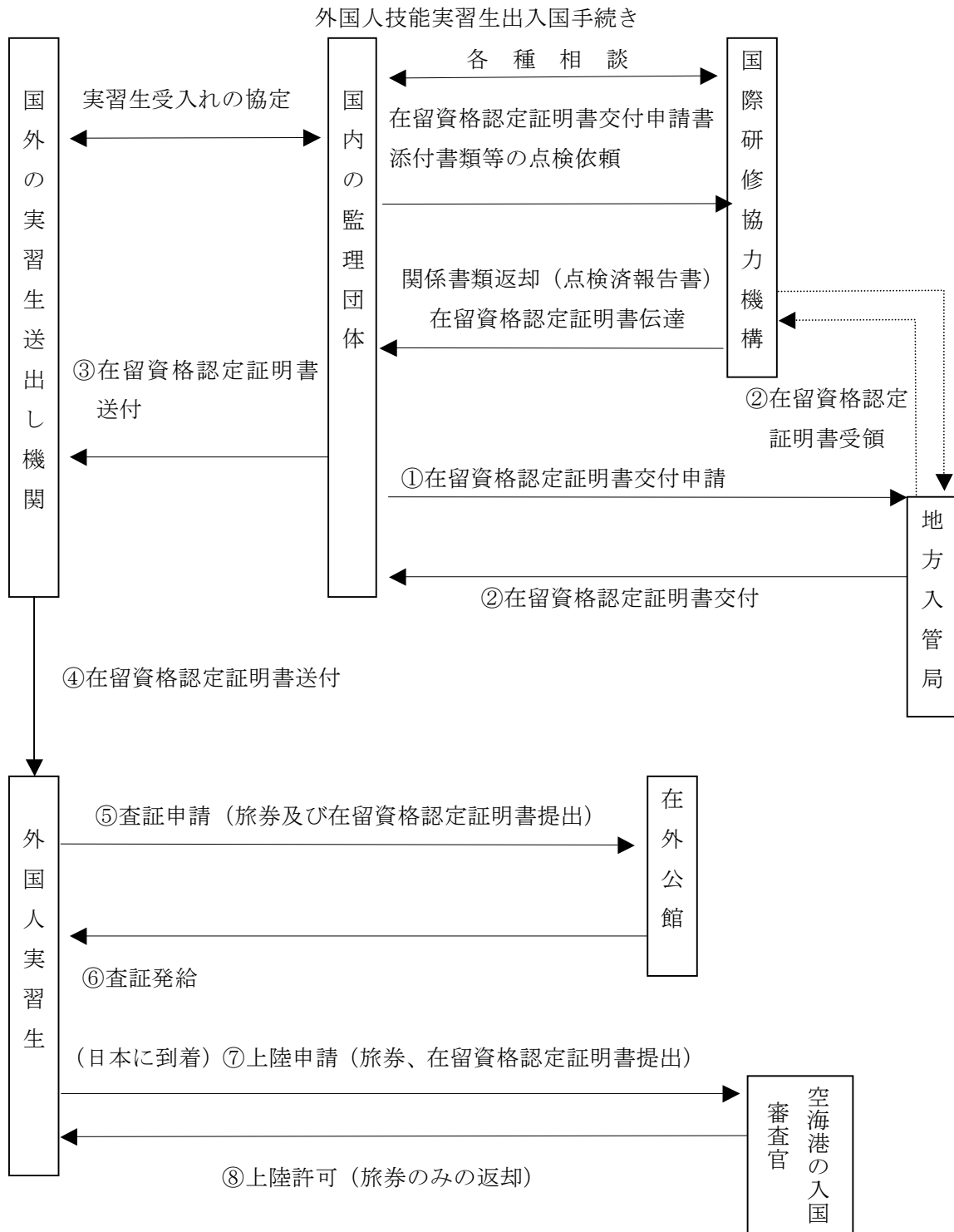
技能実習は雇用契約により労働関係法令の適用の下行われます。

技能実習1号の技能実習計画の作成は、監理団体の役員又は職員で、技能実習生が修得する技能等について一定の経験又は知識を有しているものが策定することになっています。

技能実習計画の策定に当たっては、人材育成の観点に立つことが重要です。技能実習2号の活動が予定されている場合は、1年目は技能検定の基礎2級（養殖業における初級）、2年目は基礎1級（同中級）、3年目は3級（同専門級）を到達目標として計画的・段階的に技能等を修得できる内容にする必要があり、到達目標を記載した計

画を策定する必要があります。技能実習1号から技能実習2号へ移行する際には、技能検定基礎2級等に合格していることが必要となりますから、しっかりとした目標を立てることが必要です。また、技能実習2号への移行を予定していない場合でも、到達目標を立てることが必要です。

2. 技能実習生受入れの事前手続き



(1) 在留資格認定証明書の交付申請手続き

外国人技能実習生を受入れようとするとき、入管法に従った入国手続きが必要で、その1つが「在留資格認定証明書」の交付申請手続きです。

外国人が日本に入国しようとする場合、あらかじめ査証（ビザ）の取得をしなければなりません。このビザ取得のために、日本の監理団体が技能実習生に代わって日本国内で在留資格認定証明書の交付申請を入国管理局にすることになります。

在留資格認定証明書制度は、1989年12月に入管法が改正された際に取り入れられた制度で、我が国に上陸しようとする外国人が、上陸のための条件に適合しているかどうか事前に審査し、その後のビザ発給や上陸時の審査を簡易、迅速化しようとするものです。

在留資格認定証明書は、入管法、基準省令、大臣告示の内容や条件を全て満たしていることを立証しないと交付されません。従って、監理団体が在留資格認定証明書の交付申請書を提出する際に、法令の各条文を全て満たしているという立証書類と技能実習全体の内容がわかる書類を添付して提出することになります。この手続きを行い、入国管理局の審査が無事終了すると在留資格認定証明書という1枚の公文書が交付されます。この証明書を外国にいる技能実習生の候補者に送付し、本人が旅券と共に最寄りの日本大使館や領事館に提出してビザの申請をすると、はじめてビザが受けられるという順序になります。なお、在留資格認定証明書は、ビザ申請に用いる他、日本に到着し上陸の審査を受ける際に提出する大切な書類です。

① 在留資格認定証明書交付申請を行うことができる者

申請は、外国人本人又は入管法施行規則別表第四に規定される代理人（本人を受入れる監理団体の職員）が地方入国管理局等に出頭して行います。在外公館を通じての申請、郵送による申請等は認められません。

② 在留資格認定証明書交付申請を取り扱う機関

申請は、次の機関で取り扱います。

ア．地方入国管理局

イ．地方入国管理局支局

ウ．京都、下関及び鹿児島各出張所

③ 提示書類

申請が代理人（監理団体）によって行われる場合は、代理人となり得る人を証する書類、例えば「本人を受入れる本邦の監理団体の職員」であることの証明書等が必要です。

④ 提出書類

在留資格認定証明書交付申請書1通に写真2枚、入管法施行規則別表第三に規定される立証書類、その他の必要書類の提出が求められます。

⑤ 国際研修協力機構の点検と取次申請

在留資格認定証明書交付申請は、実質的な入国審査であり、技能実習計画や受入れ体制等入国を認めるために必要なあらゆる審査が行われ、そのための書類が求められます。国際研修協力機構（以下「JITCO」という。）では、これまで、関係省庁あるいは業

界団体、労働組合等の協力を得ながら、審査を受けるための体制を整えてきました、法規上は申請書についてJITCOの点検を義務付けてはおりませんが、申請をスムーズに行うためと、後の技能実習2号につなげる際は、JITCOが主体的役割を果たすことになることから、技能実習1号に関する申請書類は、JITCOの点検を受けることをお勧めします。点検された書類は、申請者の取次ぎ依頼（有料）によりJITCOの職員が地方入国管理局に提出してくれます（申請の取次ぎは、JITCOの賛助会員に限られています）。なお、取次ぎ申請後、在留資格認定証明書の受け取りの郵送を依頼することもできます。

(2) 送出し機関との協定書の締結

技能実習事業の実施主体である監理団体は、技能実習生送出しを担当する外国の機関（送出し機関）との間で技能実習事業に関する協定を結ぶことになります。

資料-5として、協定書のモデルを示しますが、このモデルは、あくまでも一つの例示であり、各条文の加筆訂正は、監理団体、実習実施機関等の事情に応じて行って下さい。

3. 養殖業技能実習

(1) 養殖業技能実習の構成

養殖業における技能実習は、座学による講習と、技能修得活動に分けられます。技能修得活動は座学講習終了後に行うことになっています。技能実習1号による技能実習期間が1年の場合、座学による講習原則2か月間以上、技能修得活動が原則10か月以下実施されます。

技能実習の成果を上げるためには、座学講習と技能修得活動を効果的に組み合わせることが肝要です。養殖業の場合、繁忙期と閑散期というものがありますが、通年での作業を設定する必要があります。

① 座学による講習

座学による講習は、

ア. 日本語

イ. 日本での生活一般に関する知識

ウ. 技能実習生の法的保護に必要な知識

エ. 円滑な技能等の修得に資する知識

について教育することになります。

日本語については技能実習を円滑に遂行できる程度の日本語を習得させる必要があります。水上における作業が主となる養殖業では、小さいミスが大きな事故を引き起こすことを認識して教育する必要があります。

日本での生活一般に関する知識については、地域住民とのトラブルを引き起こすことのないよう日本での生活ルールについて十分理解させる必要があります。交通ルール、防火・防災についても十分指導する必要があります。

技能実習生の法的保護に必要な知識については、専門知識を有する外部講師により出入国管理関係法令、労働関係法令について指導を受けることになっています。この中には、技能実習実施中の法的トラブルの際の相談等についても指導することになっています。

円滑な技能等の修得に資する知識については、養殖業に関する知識の習得になりますが、あくまでも座学により行われる講習であり、実習実施機関における実務を含んではなりません。

② 技能修得活動

技能実習生と実習実施機関である養殖業者との間で雇用契約に基づいて行う活動であり、労働法規の適用を受けて行われることになります。

技能修得活動は、必須作業、関連作業及び周辺作業で構成され、それぞれの作業毎に安全衛生作業を行うことになっています。

必須作業は、技能検定等の評価試験を受けるために技能実習生が必ず行わなければならない作業であり、全実習時間の半分以上行うことになっています。

関連作業は、必須作業の携わる技能実習生が当該職種・作業の生産工程において行

う可能性のある作業のうち、必須作業には含まれないが、その作業が必須作業の技能等の向上に直接又は間接的に寄与する作業をいい、全実習時間の半分以上とされています

周辺作業は、技能実習生が、当該職種・作業の生産工程において通常携わる作業のうち、必須作業及び関連作業に含まれない作業をいいます。必須作業の技術等の向上に直接又は間接的に寄与する作業ではないことから全実習時間の3分の1程度以下となっています。

安全衛生作業は、各作業において行う必要があり、時間は各作業の安全衛生作業合わせて10%程度必要です。

(2) 技能実習計画

① 技能実習計画書作成の目的

外国人技能実習生養殖業技能実習は、日本の先進的な養殖技術と、養殖活動に係わる準備作業、水揚げした貝の取扱い、筏における様々な附帯作業及び生産物である貝の利用の実態等を講習、技能修得活動を通じて修得し、母国での養殖業活動に役立つ人材の育成を目的としています。

こうした技能実習の目的を達成するには、「技能実習生の受入れ→技能実習の実施→技能実習後のフォロー→帰国」という一連の技能実習事業を綿密に構築します。

② 技能実習計画作成上の注意事項

技能実習計画は監理団体が作成しますが、作成に当たっては送出し機関が技能実習生に求める移転技術、知識の水準等について事前に送出し機関と協議し、確認しておきます。送出し機関から移転を求められる技術等の水準を把握したら、監理団体は技能実習終了時のレベルを具体的に設定して、そのレベルに到達できる技能実習計画を作成します。

③ 技能実習計画の構築

養殖業には様々な形態があり、季節や地域、養殖対象等の条件がことなると、技能実習で修得する筏の仕立て方、養殖の方法、水揚げした商品の処理方法等の作業内容が異なってきます。したがって、技術移転の対象となる養殖技術の修得が不可欠であり、技能実習計画が机上の空論とならないよう現場サイド（実習実施機関）の意見を求めながら、実態に合った計画を策定します。また、就業条件も実習実施機関の実状を踏まえたものとする必要があります。

④ 技能実習カリキュラム

技能修得を行う技能実習生がどのレベルの技能修得活動を行うか到達目標を設定し、当該目標に到達するために修得する技術等をステップ毎に定めることとなりますが、これを具体的に表したものがカリキュラムであり、これに従ってカリキュラムは到達目標の達成を目指して作成していくこととなります。この技能実習カリキュラムをどう作るかが技能実習事業のポイントであり、事前準備の中で最も重要な作業です。

一般的には、カリキュラムは、技能実習計画書（JITCO書式）に基づいて作成しますが、養殖については、途上国の発展に役立つ技術の修得を目指したものにし、そのことが明確にわかる到達目標やその課程、内容、レベル等を合理的に設計します。

(3) 技能実習指導員体制

技能実習指導員には、養殖業に関する5年以上の業務経験があり、養殖技術に精通した実習実施機関の役員又は職員を指名し、技能実習指導員が中心に指導します。なお、監理団体は、座学講習を行うための指導員を配置する必要があります。

① 技能実習指導員の役割

技能実習がうまくいくかどうかは、技能実習指導員の指導力によるところが大きいため、適切な技能実習指導員を選定し、効果の上がる技能実習を行って下さい。

技能実習指導員は、技能実習計画を踏まえ、

- ・指導すべき技術の内容を検討し、
- ・到達目標を設定して、
- ・教材を選定し、技能実習の手順を定め、
- ・教えるべき範囲を念頭において

カリキュラムを設定します。

カリキュラムがどんなに立派でも、技能実習生を育てるという意識を欠くと、技能実習は成功しませんし、技能実習生も不満をもって過ごすこととなります。また、実際に技能修得活動に入ってみると、事前に予測できなかった様々な支障が出てきます。この場合は、当初計画した技能実習の原型を崩さない範囲で技能実習生の能力に応じ微調整します。

② 生活指導員の役割

技能実習指導員が技術などを指導するのに対し、生活指導員は、技能実習生が日本での生活に早く馴染めるよう支援する役割を持っています。生活指導は、日本の文化そのものを教えることにもなりますので、生活指導員自身も頼りになるアドバイザーあるいは友人になるよう心がける必要があります。

(4) 実施要領とチェックポイント

① 実施要領

養殖業技能実習では、送出し・監理両機関によって締結された協定及び協定附属書に基づいた技能実習事業全般の具体的な実施要領を必要とします。送出し・監理両機関と技能実習生のニーズに応じて技能実習を実効あるものにするため、しっかりした実施要領を作成し、この実施要領にそって技能実習を着実に遂行することが大切です。

特に実施要領の中心となる技能実習計画は、実習内容、実習日程などを送出し・監理両機関によって慎重に検討し、実習効果があり、かつ、実現性のあるものを作成しなけ

ればなりません。

なお、実施要領は、在留資格認定証明書交付申請の添付書類とはなっていませんが、実習関係者の意志の統一、関係機関への説明、実習の実効その他技能実習事業を円滑に推進する上での基本となるものでありますので、必ず作成して頂きたいと考えます。

以下に、養殖業技能実習の実施要領のモデルを示します。

[〇〇国養殖業技能実習生受入れ事業実施要領・〇〇養殖業]

ア. 事業の目的

この〇〇国養殖業技能実習生の受入れ事業は、〇〇が、〇〇国の〇〇から将来有望な養殖業に従事する青年を招き、座学講習と技能修得活動を効果的に組み合わせて、〇〇国の養殖業の近代化を推進する人材養成への協力を目的とします。

さらに、技能実習生が日本国内の養殖業関係者、受入れ地域の人々と交流することにより、日〇両国間の相互理解と友好親善に寄与することも目的とします。

イ. 技能実習生の監理団体

〇〇

ウ. 技能実習生送出し機関

〇〇国〇〇

エ. 技能実習期間

3 年 (平成〇年 11 月～平成〇年 10 月)

なお、2 年目に移れる者は、技能評価試験に合格した者に限る。

オ. 受入れ技能実習生数

技能実習生 〇名

カ. 募集と選考

技能実習生の募集・選考は、〇〇国の養殖業及び漁村の発展に貢献できる素質と貢献しようとする意欲を持つ者を対象とし、次の条件を満たす者を送出し機関の責任において選抜します。

(ア) 養殖業に 1 年以上の経験を持ち、現在も養殖業に従事している者で、技能実習終了後も継続して養殖業に従事することが約束され、帰国後将来中核的な養殖業者あるいは地域養殖業の指導者として活躍することが期待される者。

(イ) 高等学校を修了した者、あるいは同等以上の学力を持つ者で、来日時に 18 歳以上、25 歳未満の者。

(ウ) 日本における養殖業技能実習を完遂する強固な意志と体力を持ち、日本の生活に順応できる者。

(エ) 日本の法令を遵守し、送出し・監理両機関及び実習実施機関の指示指導に素直に従う者。

(オ) 日本語の修得に積極性を持ち、実習実施機関の関係者並びに地域社会に積極的に融和しようとする意欲のある者。

キ. 推薦と合格者の決定

送出し機関は、推薦者を決定し、「在留資格認定証明書」取得申請に必要とする書類とともに、次の書類を添付の上、受入れ機関が別途設定する日時までに受入れ機関に推薦するものとします。

- ・推薦書
- ・経歴書
- ・健康診断書

受入れ機関は、推薦者について書類審査の上、合格者を決定し、送出し機関に通知します。

なお、合格者は、監理団体の紹介により実習実施機関と雇用契約を結ぶものとする。

ク. 技能実習計画

監理団体は、綿密な技能実習計画を策定し、技能実習事業の円滑かつ効果的な遂行を図るものとします。

技能実習計画、実施要領細則は、別に定めます。

ケ. 実習実施機関（技能実習生受入れ養殖業経営体）の選定と登録

監理団体は実習実施機関を選定し、登録します。登録する実習実施機関の資格条件は、次の通りとします。

- (ア) 実習実施機関は、監理団体の組合員であること。
- (イ) この技能実習事業の趣旨・目的をよく理解し、発展途上国の人づくりに協力するという奉仕的精神を持つ養殖業経営体（養殖業者）。
- (ウ) 養殖業経営及び養殖業技術・知識に優れた養殖業経営体。
- (エ) 監理団体が策定する技能実習計画にしたがって技能実習生を指導できる養殖業経営体。
- (オ) 技能実習生を共に働く仲間の一員として待遇できる養殖業経営体。
- (カ) 技能実習時間は、原則として1日8時間とし、労働法規に沿った適正な待遇で雇用契約を締結できる養殖業経営体（養殖業者）。
- (キ) 監理団体が別に定める講習経費の一部を負担できる養殖業経営体。

コ. 指導と助言

監理団体は、技能実習期間中責任を持って技能実習事業全般を指導監督し、技能実習生及び実習実施機関に対し必要な指導と助言を行います。

サ. 傷害・疾病対策

監理団体は、技能実習生の両国間の往復（通常、技能実習生の出身国の主要国際空港出発日から帰着日まで）及び、座学講習期間中の傷害・疾病、技能修得期間中の労災適用外の傷害等に対処するため傷害保険等に加入することが奨められています。

シ. 中途帰国

監理団体は、技能実習生が次の各項に該当する場合には、中途帰国を命ずることができます。

(ア) 故意または重大な過失若しくは怠慢等に事由により、技能実習の継続が不可能あるいは不相当と認められたとき。

(イ) 本人自らの都合により中途帰国を申し出たとき。

ス. 技能実習経費

この技能実習事業に要する次の経費は、監理団体及び実習実施機関が協議の上が負担します。

(ア) 渡航費

技能実習生の国籍の属する国との往復航空費

(イ) 座学講習費

監理団体が実施する講習に係わる経費

講習中の宿泊費、食費、講師謝金、教材等

実習実施機関への配属旅費、座学講習時の移動費、その他国内経費

(ウ) 講習手当

講習期間中の講習手当

(エ) 保険掛金及び健康診断費用

セ. 技能実習報告書

技能実習生は、技能実習修了後監理団体に報告書を提出する義務を負う。

ソ. 修了証書

監理団体は、実習の修了に際し技能実習生に対し修了証書を授与する。

②チェックポイント

技能実習事業は、当然のことながら、技能実習計画に基づいて着実に実施する必要があります。技能実習を適正かつ円滑に実施し、所期の目的を達成するためには、技能実習が計画にそって進行しているかどうかを常にチェックしながら事業を運営していきます。

監理団体が特に注意しなければならない主なチェックポイントを座学講習、技能修得活動に分けて以下にまとめました。

ア. 技能実習生来日

(ア) 技能実習スタッフの選任・確保

技能実習スタッフは、技能実習指導員、生活指導員、補助指導員及びこれらのスタッフを統括指導する監理団体役職員によって編成されます。

監理団体役職員は、実質的な事業運営責任者で、実習カリキュラム、送出し・監理両機関の事情、入管法、国際事情に精通している者を選任します。主な業務は、技能実習事業の全体についての監理、企画、調整、推進などです。

技能実習指導員は、技能実習の専門領域に5年以上の経験を有する常勤職員で、専門領域及び現場経験豊富な者が適任です。

生活指導員は、技能実習生の生活指導を担当する職員で親身になって相談や指導に応ずることができる熱意のある者が適当と思われます。

(イ) 送出し機関との協議

a 募集・選考・派遣前講習

質の高い意欲のある間に技能実習生を選抜できるよう一定の基準を設定し、また、派遣前の講習で充実したオリエンテーション及び日本語講習を実施するよう送出し機関と取り決めておきます。

b 技能実習生の入国に必要な「在留資格認定証明書」の取得申請に必要な書類の提出期限を定め、この期間内に監理団体に必着するように協定しておきます。

c 技能実習生の最終選択

監理団体は、実習生候補者の年令、経験、健康等について書類審査し、資格条件を満たさぬ不適格者が判明した場合は、適格な補欠候補者を繰り上げて合格させます。

(ウ) 実習実施機関の選定と登録

実習実施機関の選定と登録は技能実習生が来日する2～3か月前には終了しておきます。

(エ) 監理団体は、職業安定法に基づく職業紹介業者として、実習実施機関に技能実習生を労働者として紹介し、雇用契約を締結させます。その際、雇用契約の効力は座学講習終了後に発生することを明記します。なお、職業紹介は無料又は有料で行なうこととなりますが、有料で行う場合であっても職業紹介事業に従事する職員の人件費、選択のための渡航費等の実費以上の額を徴収してはなりません。

雇用契約は入国前に締結し、入国時入管の窓口で提示できるよう技能実習生に所持させます。

イ. 入国

(ア) 出迎えの担当者及び空港から座学講習実施場所までの移動交通手段を手配します。

また、技能実習生が到着したら、人数、健康状態、荷物、パスポート、服装等について確認しておきます。

(イ) 入国後、早い時期に健康診断を受診させます。

(ウ) 入国後、速やかに外国人登録の申請をさせます。(法律上は上陸後90日以内に申請することとされていますが、早めに申請するようにします。)

ウ. 座学講習

(ア) 講習施設、講師等

あらかじめ計画した手順にしたがい、以下の点につき手配・打合わせを行います。

(イ) 開講式、歓迎会

場所、形態、内容及び出席者を確認し、手配します。

(ウ) 生活に関する指導

起床、朝の運動、清掃、食事、自由時間、外出、洗濯、トイレ、入浴、就寝、消灯、火気取り扱い等について指導します。

(エ) 学習に対する指導

講習科目、講習内容、講習時間、講師、通訳(必要に応じ)、技能実習生の意欲と

受講態度等を確認し、調整します。なお、技能実習生の法的保護に必要な知識における講師については、事前に手配し講習に支障がないよう手配します。

(オ) その他

来日時の座学講習の際、以下の点について技能実習生に時間をかけて説明します。

実習事業の目的、技能実習方法、実習に対する心構え、日本での日常生活のあり方、集団の中でのルール、健康管理、疾病・安全対策等

エ. 技能修得活動

(ア) 打ち合わせ会の開催

技能実習生の来日前から座学講習期間中に実習実施機関と打ち合わせ会を持ち、以下の事項について詳細に説明します。

技能実習事業の目的、全体の技能実習計画の中での実習実施機関の役割、実習時間、カリキュラムにそった計画的な実習の実施の重要性とそのあり方、技能実習生の処遇、疾病・安全対策、休日のあり方、技能実習記録（進行状況、問題点等の記録で、監査、在留期間更新許可申請に必要。）、賃金、技能実習生の宗教上の習慣、食事上のタブー、失踪等トラブルの防止等。

(イ) 技能実習実施機関に対する監査

監理団体役職員は、3か月に1回以上実習実施機関を訪問し監査を行います。

(ウ) 巡回指導

監理団体役職員は、月に1回以上、実習実施機関を直接訪問し、双方から技能実習の進行状況等を直接聞きます。

その際のチェックポイント

- ・生活面：技能実習生に対する処遇、食事、健康管理、日本人職員との融和、休日等
- ・実習面：技能実習生の実習状況と実習態度、技能実習生に対する処遇、実習時間、実習計画と実施状況、安全対策、賃金の支払い状況

カ. 在留期間の更新手続

年間の実習計画で受入れた技能実習生であっても、上陸許可は在留資格「技能実習1号口」、在留期間「6か月」とされる場合があります。したがって、この場合は上陸後5か月を経過した時点で入管局に在留期間更新許可の申請をする必要があります（JITCOに申請の取次ぎを依頼すると技能実習生が入管局に出頭して申請しなくても済みます）。

キ. 帰国

見送り担当者、空港までの移動交通手段を手配するとともに、技能実習生の健康状態、荷物、パスポート、航空券をチェックします。

(5) 技能実習生の安全の確保

養殖業技能実習では、水上という特殊な環境で実習が行われますので、技能実習生の安全確保に十分配慮しなければなりません。このため、まず座学講習の日本語講習において、日常の日本語会話に加え、安全確保のために必要な言葉の講習を繰り返し行います。さらに、安全確保のための指示用語の理解を徹底するとともに、危険を伴う様々な設備への対処の仕方などについて、繰り返し指導しておくことも技能実習生の安全確保を図る上で大切なことです。

①けが・病気への対応

技能実習生は、気候・風土の異なる日本で、かつ、異文化と接するため、精神的なストレスがたまりやすく、体調を崩しやすい環境におかれているので、監理団体としても精神衛生的な観点からある程度のカウンセリングを行うことが望まれます。精神面だけでなく、様々な病気を予防するため、一定期間毎に健康診断も行います。

技能修得活動期間中は、実際に機械を操作したり、水上で作業を行ったりしますので、事故によるけがに十分注意する必要があります。したがって、座学講習において、技能修得活動中に想定される事故等に対する安全の確保を十分指導しておきます。

けがや病気に備えて、以下の措置を講じておきます。

- ・外国人医療に適した病院、診療所を選定する。
- ・緊急時における連絡体制を整備する。
- ・技能実習生に外国人登録証明書を常時携帯させる。

②実習中の事故

言語・習慣の異なる技能実習生に対しては、十分に安全と衛生について教育、指導する必要があります。すなわち、緊急時や咄嗟の指示が理解できなかつたり、理解が何分の一秒遅れたり、衛生に対する認識の違いから来る不衛生な取扱い等考えられますので、十二分な教育、指導を施すことが肝要です。

③実習中のトラブルの対応

何らかの理由によって技能実習生の実習継続が不可能になる場合があります。こうしたときは、監理団体から送出し機関に対し、その理由を説明し、了解のもとに帰国の措置をとると共に直ちに入管局に報告します。実習の中止は、これまで以下の例で見られます。

- ・実習態度が悪く、注意しても態度が改まらない
- ・実習期間中に犯罪を犯す
- ・持病が悪化し、実習の継続が困難になる
- ・休日や夜間に内緒でアルバイトをする

- ・会社の商品を持出し、横流しをする

こうした事態は様々な原因が考えられますが、技能実習生の選定段階で問題があったものと思われますので、技能実習生の選定は、慎重に行う必要があります。

(6) 実習の監理と報告体制

①実習の監理

座学講習期間中は通常の監理・報告体制で結構ですが、技能修得活動に入ると監理団体の目が十分に行き届きにくい面がありますので、適宜、訪問指導するなどして適正に技能修得活動が行われているか確認する必要があります。訪問指導した際には必ずその結果を記録に残し、常に保管しておくことが必要です。

②外国人登録

日本人は住所地の市区町村に住民登録をすることが義務づけられていますが、外国人には住民基本台帳法の適用はありませんので、同法による住民登録を行わず、これに代わり外国人登録法(昭和27年法律125号)による外国人登録をすることとされています。

外国人登録法では、日本に90日以上滞在する外国人は、居住地の市区町村に登録の申請をするよう定められています。

申請は、技能実習生本人の出頭が原則で、病気などで動けない場合に限り代理申請が認められています。

申請に当たっては、旅券のほか写真2枚(たて45mm、よこ35mm)が必要です。

登録が行われますと、1週間ほど後に外国人登録証明書が交付されますので、技能実習生本人が市区町村役場に赴いて受領することになります。

技能実習生はこの外国人登録証明書を常時携帯することが義務づけられています。外国人登録証明書のコピーを携帯させ、外国人登録証明書は、実習実施機関等が保管するようなことは、法律違反になります。

なお、居住地や在留資格・在留期間などに変更を生じたときは、14日以内に技能実習生本人が市区町村役場に赴いて変更登録の申請をする必要があります。

(7) 技能実習の放棄

技能実習生がある日突然失踪し、行方不明になることがあります。こうした事件は、技能実習生に使命感がなく、目先の利益を求め、技能実習を放棄して不法就労に走るケースが多く、これには、以下の原因が考えられます。

- ・最初から技能実習を入国の手段とし、不法就労(出稼ぎ)を考えていた。
- ・技能実習中に友人、ブローカー等から誘いがあり、実習を放棄した。
- ・他の日本人職員に差別されたり、暴言を浴びたり、又は暴力を受けた。
- ・人間関係のトラブル

これらの事件を防止するための確実な方法はありませんが、技能実習生の選考に際し、

実習目的以外の目的を有する疑いのある者の排除に努め、また、言語、習慣を異にし、不馴れな生活をしている技能実習生に暖かく親身になって接するとともに、監理団体、実習実施機関、生活指導員が実習中に技能実習生としても使命感を植え付けたり、失踪が割に合わないことや不法就労は犯罪であることを教えることなどが考えられます。

不幸にもこうした失踪事件が生じた場合には、技能実習生については管轄の入国管理局に「不明技能実習生の顛末書」を届けると同時に、JITCOに顛末書を、警察に顛末書の写しを提出し、失踪者の発見に努めます。こうした例が重なると、監理団体としての管理能力も問われることになるので、失跡等が発生しないよう、十分な注意を行なう必要があります。

ただ、失踪を防止するためとは言え、保証金をとったり、強制貯金をさせたり、規則違反に罰金をとるなど過度の管理・規制をすることは許されず、人権に対する配慮を忘れてはなりません。

4. 技能実習生の受入れ準備

(1) 実習事業と予算計画

外国から長期の技能実習生を迎え入れるわけですから、相当程度の経費を必要とすることになります。監理団体や実習実施機関にとって、どの程度の経費負担になることが明確でないと、協力するかどうかの意思決定がしにくいと思われれます。従って、予算計画は、かなり綿密に試算する必要があり、計画予算を積算する場合には、次のような項目について考慮します。

[事業調査段階]

- ① 勉強会・講習会の開催
- ② 資料の購入
- ③ 受入れ希望企業等に関するアンケート等の実施
- ④ 地域監理委員会の開催（資料-1、資料-4参照）
- ⑤ 相手国、送出し機関への訪問
- ⑥ 関係機関への訪問（業界指導機関、受入れ実績のある機関、行政機関、JITCO、等）

[受入れ準備段階]

- ① 技能実習指導員会議、生活指導員会議等の運営費用
- ② 入国管理局へ提出する「在留資格認定証明書交付申請書」作成関連費用
- ③ 技能実習用教材・機材の確保
- ④ 宿泊施設の手配・準備
- ⑤ 生活用備品の確保
- ⑥ 事前講習用教材の送付
- ⑦ 技能実習生保険への加入
- ⑧ 関係機関への訪問・連絡（行政機関、警察署、医療機関、大使館・領事館、等）
- ⑨ 技能実習生の現地選考

[技能実習実施の段階]

- ① 技能実習生の渡航費用
- ② 空港への出迎え経費
- ③ 実習運営費（講師謝金、教室・備品借料等、健康診断経費、管理費、歓迎会・レクリエーション等親睦費）
- ④ 生活の指導管理
- ⑤ 講習手当の支給（食費、経費）
- ⑥ 通訳の確保
- ⑦ 宿舍・備品の管理
- ⑧ 技能実習指導員、生活指導員連絡会議等の開催
- ⑨ 労働法規に基づく賃金、保険料等
- ⑩ 監査報告関連費用

⑪ 在留期間更新の手続き費用

[帰国段階]

- ① 送別会費用
- ② 実習評価と修了証書の発行
- ③ 帰国荷物の発送準備
- ④ 土産品の手配
- ⑤ 空港への見送り経費

技能実習生の受入れ事業は、やり方により経費は大きく変動します。例えば、日本語学習をさせる場合でも教師を専門家に依頼する場合と、地域で日本語講習等を行なうボランティアが確保できる場合とでも違いがでるし、通訳の雇用でも同じことが言えます。できるだけ地域の人達の協力による手造りの実習で行えば安くあがるばかりか、地域的交流も期待できます。

(2) 賃金及び講習手当

技能実習生の技能修得活動は、労働契約による雇用となりますから、我が国の労働法規の適用を受けることになり、賃金については日本人と同等以上と決められています。

講習手当は、講習期間中の技能実習生が生活できる範囲で支給することが望まれます。

監理団体、実習実施機関は、技能実習生の賃金の中から強制的に貯金してはならず、また、技能実習生の預金通帳、印鑑、キャッシュカードを強制的に管理・保管してはなりません。

(3) 受入れ準備とオリエンテーション

技能実習生を受入れるまでに準備すべきことは、沢山あります。例えば、宿泊施設の確保、社会見学の時期と内容、日本語講習の教師、教材、場所の確保等々です。ところが、余り十分な準備がなされないのが、オリエンテーションです。何事も最初が肝心で、周到に準備されたオリエンテーション次第で、実習の円滑なスタートが切れます。

オリエンテーションは、これから日本で始まる技能実習生活を理解させ、不安を取り除くとともに、早く日本の生活に馴染ませる導入講習でもあります。一般にオリエンテーションの目標は、次のように設定します。

■大目標

- ・技能実習生としての使命を認識し、目的意識を持つ
- ・日本で安心して生活を送れる
- ・日本で修得すべき技術、技能等の内容と実習の方法を理解する

■中目標

技能実習生としての使命を認識し、目的意識を持つ

- ・日本の技術を持ち帰り、母国の発展に貢献するという意識を持つ
- ・修得した技術をどのように母国に取り入れるのかは技能実習生が判断することで

あることを理解する

- ・技能実習生活を通じて日本の文化等を知り、多くの友人を作る

日本で安心して生活を送れる

- ・関係者と緊急時の連絡をとれる
- ・宿泊の設備を使用できる
- ・食事ができる
- ・在日外国人としての義務が果たせる
- ・地域の住民としての生活を送れる
- ・健康と安全の維持ができる

実習期間中のルールを理解し、実習を実施できる

- ・関係者に連絡をとれる
- ・実習施設へ行ける
- ・1日のスケジュールに応じた行動ができる
- ・出退処理、各種届などの処理ができる

日本で修得すべき技術、技能等の内容と実習の方法を理解する

- ・日本の技術、技能を修得することが目的であることを理解する
- ・技術、技能以外に日本で修得すべき事項の概念（意識や態度）を承知する
- ・実習期間中のスケジュールを理解する
- ・座学講習、技能修得活動の進め方を理解する
- ・指導される内容に疑問があっても、まずやってみてその意味を考えられる

以上の中で、具体的な実習スケジュールや内容等については、監理団体により相違しており、一般化することはできませんが、その他の事項については、おおむね次のような内容が多く、参考にして下さい。

[オリエンテーション]

- ①外国人としての義務（特に外国人登録証明書の携帯）
- ②関係者との連絡方法
- ③非常時、緊急時の連絡
- ④日本で生活する上での態度
- ⑤生活案内
- ⑥宿舍のルール
- ⑦宿舍周辺の住民との協調
- ⑧食事のとりかた
- ⑨講習手当と賃金
- ⑩実習実施中の態度
- ⑪実習実施場所
- ⑫安全管理（交通ルール、火気取扱い、技能実習中の事故防止等）
- ⑬健康管理

(注) オリエンテーションについては、JITCOから「ようこそ日本へ」というタイトルでビデオプログラムと解説書が出版されています。

5. 出入国管理

(1) 技能実習生として来日するための手続き

- ① 監理団体が、地方入国管理局（支局、指定出張所）に在留資格認定証明書交付申請を行います。この場合、技能実習生受入れの要件に適合していることを証する資料を添付します。（書類点検、申請の取次ぎを J I T C O に依頼することができます。）
- ② 在留資格認定証明書の交付を受けたときは、速やかに同証明書を技能実習生送出し機関を経由して技能実習生に送付します。（この場合、同証明書のコピーを手許に残しておきます。）
- ③ 技能実習生は、旅券に在留資格認定証明書を添えて、最寄りの日本国大使館・領事館に査証発給の申請をします。
- ④ 査証の発給を受けた技能実習生は、旅券と在留資格認定証明書及び雇用契約書を持って来日します。（在留資格認定証明書の有効期限は、発給の日から3か月とされているので、③と④の手続きが迅速に行われるように留意します。）
- ⑤ 来日した技能実習生は、上陸港において上陸許可を受けて上陸します。（上陸許可証印には、在留資格「技能実習1号ロ」、在留期間「6か月又は1年」と表示されるので、受入れ期間でその内容を確認し、そのコピーを作成しておきます。）なお、実習期間を1年と予定している場合でも、在留期間は6か月となる場合があります。

(2) 在留中の手続き

在留期間を延長してさらに在留しようとする場合（上記⑤なお書のような場合でさらに6か月技能実習を続けようとする場合など）は、在留期限の到来する1か月前に、居住地を管轄する地方入国管理局（支局、出張所を含む。）に在留期間更新の許可を申請して許可を受ける必要があります（申請書類の点検、申請の取次ぎを J I T C O に依頼することができます。）。

(3) 出国の手続き

技能実習生が出国する場合、出国港で旅券に出国証印を受けなければなりません（出国するときに在留期限を過ぎていると出国印は受けられません。）。

なお、出国に際し、空港の入国審査官に外国人登録証明書を返納します。

(4) 入管法違反

- ① 上陸許可または在留期間更新の許可により許可された在留期間を超えて日本にとどまると入管法違反となります（不法在留）。
- ② 技能実習生が休暇中や実習終了後の自由時間に他の事業所で働いて賃金を貰うと入管法違反となります（不法就労）。

(5) 失踪

技能実習生が勝手に実習先から逃げ出したり、所在不明となった場合は、その所在の追求に努めるとともに、速やかにその旨を地方入国管理局に報告します（JITCO及び地方の警察署にも届け出ます。）

6. 関係機関

(1) 国際研修協力機構（JITCO）の役割と業務

① JITCOの役割

（財）国際研修協力機構（JITCO）は、1991年（平成3年）9月に設立され、10月1日から業務を開始しています。法務、外務、厚生労働、経済産業及び国土交通の5省共管による財団法人です。

JITCOは、技能実習制度の中核機関として、技能実習制度の健全な拡大と発展を図る使命と役割を担っており、外国人技能実習生の受入れを行う団体・企業に対して総合的な支援、適正な技能実習実施のための助言・指導、その他、制度推進のために各種業務及び各種サービスを行っています。

② JITCOの業務

ア. 監理団体は技能実習生受入れ計画を具体化する準備を開始しますが、その一つに在留資格認定証明書交付申請のための書類の作成があります。JITCOは書類作成の助言と書類の点検をします。

イ. 地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行う場合、申請人（監理団体）に代わり申請の取次ぎをします。ただし、JITCOの賛助会員に限ります。

ウ. 技能実習生受入れに先立ち、現地に赴いて監理団体、実習実施機関等関係者に対し、受入れに当たっての心得、遵守すべき事項等を指導します（水産庁、大日本水産会と同行）。

エ. 座学講習に必要な教材等について助言します。

オ. 技能実習生の在留中に生じるあらゆる問題について助言します。

カ. 在留期間更新許可申請にかかる書類の点検及び申請の取次ぎをします。

キ. 技能実習2号に移行に関する業務を行っています。

- ・技能実習1号から技能実習2号に移行する場合の相談・支援

- ・技能実習1号終了予定日の3か月前までに提出される「技能実習移行申請書」の受理

- ・技能実習1号の成果の評価のための受験申請手続きの支援

- ・調査相談員による在留状況の現地調査

- ・技能実習成果、在留状況及び技能実習計画の評価並びに地方入国管理局長宛通知

- ・実習実施機関に対する労働法令遵守の指導と周知徹底

- ・在留資格変更許可申請書類の点検・取次ぎサービス

ク. 技能実習実施に関する各種相談・巡回指導を行います。

ケ. 技能実習生の帰国、失踪等の報告を受け入管局に報告します。

コ. 技能実習生の帰国について助言・指導します。

(2) 関係する行政機関

外国人の養殖業技能実習制度について、関係する行政機関は、以下のとおり。

行政機関	主な業務
法務省 地方入国管理局	出入国管理及び難民認定法に基づく 外国人養殖業技能実習生の入国・在留 管理
厚生労働省 職業能力開発局外国人研修推進室	労働関係全般 外国人技能実習（能力開発）の指導・ 監督・援助
農林水産省 経営局人材育成課 （農業労働力対策班） 水産庁漁政部企画課（漁業労働班）	農林水産業及び食品業界への外国人 技能実習生受入れに関する連絡・調整
海上保安庁	海上治安の維持、指導取締り
関係市町村	外国人登録

Ⅱ. 技能実習 2 号 制 度

1. 技能実習制度の概要

(1) 概要

研修制度を拡充するため、1993 年 4 月に「技能実習制度」が創設され、研修により技術等を修得後、研修を受けた同一の企業等において雇用契約の下で労働者として「就労」しながらさらに実践的、実務的な技術、技能等を修得するための制度です。

2009 年 7 月の法改正により従来の研修についても、雇用契約の下で技能実習を行うことになり、これまでの特定活動（技能実習）が技能実習 2 号となりました。技能実習 2 号は、技能実習 1 号の活動に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動と規定されました。

技能実習生の中には、技能実習 1 号のみで帰国する人もいれば、技能実習 1 号終了後に技能実習 2 号に移行する人もいます。技能実習 2 号となるためには必ず技能実習 1 号を修了することが条件です。技能実習 1 号後に必ず技能実習 2 号に移行しなければならないものではなく、選択制となっています。

技能実習で来日する人の中には、①技能実習 1 号だけを目的に来る人と②技能実習 2 号への移行を前提に来る人に分類できます。

養殖業技能実習は、2009 年 12 月 24 日技能実習 2 号への移行職種として認定されました。

なお、これまで監理団体の責任は研修期間中のみで、技能実習移行後は実習実施機関の監理の下で行うことになっていましたが、今回の法改正においては技能実習 1 号、技能実習 2 号の機関を通じて監理団体が責任を負うことになりました。

(2) 具体的事項

① 対象者

ア. 技能実習 1 号の在留資格で実習を受けた技能と同一の実習を行っている技能実習生

イ. 技能実習 1 号において、一定の水準以上の技能を修得したと認められる技能実習生

② 在留資格

「技能実習 1 号」から「技能実習 2 号」に在留資格の変更許可を必要とします。

③ 滞在期間

ア. 技能実習 1 号・2 号合わせて 3 年以内。

イ. 通常技能実習 1 号 1 年間、技能実習 2 号 2 年間で実施しています。

④ 技能実習成果の評価

技能実習 1 号期間中の技能の修得度を評価するもので、JITCO が認定し公表し

た評価システムに基づいて行われます。

養殖業の場合、大日本水産会が作成・実施している評価システムが J I T C O の認定を受けており、このシステムが技能実習成果の評価に活用されています。

⑤ 在留状況の評価

技能実習 1 号中の状況や生活態度を含め、実習の実施状況の評価します。具体的には、J I T C O が受入れ機関等について実地調査等を行い、実習実施機関からの報告、技能実習指導員・生活指導員との面接調査等に基づいて評価します。

⑥ 技能実習計画の評価

技能実習計画が、技能実習 1 号中の成果を踏まえ、目標とする技能等に到達するステップとして適当な内容であるかどうか、J I T C O において評価します。

<注> J I T C O (技能実習制度指導事業の実施機関)は、上記④、⑤、⑥の評価結果を入国管理局に報告することとされており、これらの報告がなければ在留資格の変更が許可されません。(厚生労働大臣告示「技能実習制度推進事業運営基本方針」)

⑦ 受入れ機関の条件

ア. 日本人と同等の報酬を受けることを条件とする雇用契約を、技能実習希望者との間で締結すること。

イ. 技能実習 2 号の実習が技能実習 1 号の実習と同一機関(企業)で実施されること。

ウ. 技能実習生の宿泊施設や帰国旅行費等の帰国担保措置が確保されていること。

エ. 技能実習の終了による帰国に際し、あるいは技能実習の継続が不可能になった場合は、J I T C O を通じ、地方入国管理局に報告すること。

オ. 過去最大 5 年間、外国人の技能実習等で不正行為がなかったこと。

⑧ 技能実習 2 号移行への申請時期等

ア. 移行希望申請書の提出期限

原則として技能実習 1 号期間満了の 5 カ月前までに J I T C O へ申請します。技能実習成果の評価等は、おおむね技能実習 1 号期間の 6 分の 5 が経過してから行います。技能実習 1 号の期間が 1 年間となっていますので、技能実習 1 号での在留がほぼ 10 か月経過した時点で評価試験を行います。

イ. 在留資格変更の申請

技能実習 1 号期間満了のおおむね 1 か月前までに、地方入国管理局に申請します。

J I T C O では、申請書類を点検の後、入国管理局への申請の取次ぎをします。

ウ. 申請書等の取りまとめ提出

移行希望の申請、在留資格の変更申請等は本来実技能習生本人が行うべきものですが、實際上困難であるので、監理団体が取りまとめて J I T C O へ提出します。なお、在留資格変更許可申請書の署名は技能実習生本人が行います。

⑨ 家族呼び寄せの制限

技能実習期間は同居を目的とした家族の入国、在留は認められませんが、予め再入国の許可を受けたうえで一時帰国が認められます。

⑩ 帰国の担保

技能実習生は、技能実習終了後確実に帰国する必要があるため、監理団体は、以下のよう
な帰国担保措置をとることになります。

- ・ 帰国のための宿泊施設の確保
- ・ 帰国旅費、出国便の手配等帰国の手段を確保します。
- ・ 技能実習生が帰国した場合又は技能実習の継続が不可能になった場合は、J I T C Oを通じて地方入国管理局に報告します。
- ・ 実習終了後の在留資格の変更は認められませんので、引き続き在留することはできません。

(3) 技能実習2号への在留資格変更後

- ① 技能実習2号に移行したら、速やかにJ I T C O地方駐在事務所に技能実習2号移行報告書を提出して下さい。
- ② 変更許可された日から14日以内に技能実習生本人が住所のある市町村役場で外国人登録の変更登録を行います。
- ③ J I T C O地方駐在事務所担当者が巡回し指導を行います。巡回指導の結果は必要に応じて関係行政機関に報告することになります。

Ⅲ. 養殖業技能実習制度の運営について

1. 養殖業技能実習制度協議会の役割

新たな移行職種として養殖業職種/ホタテガイ・マガキ養殖作業が認定されたことに対応して、大日本水産会、JF全漁連及び全日本海員組合は、養殖業に関する技能実習制度の確立について協力してきたところではありますが、2010年2月に、関係官庁（農林水産省、水産庁）も加わり「養殖業技能実習制度協議会」を設置して、養殖業技能実習に関する諸問題を協議し、技能実習事業の円滑かつ適正な実施が図れるよう一層の努力を傾注していくことになりました。

本協議会の会則・メンバーは、次の通りで、本制度の監理を資料－1の通りに行うこととしました。

養殖業技能実習制度協議会構成員

	団 体 名
1	全国漁業協同組合連合会
2	全日本海員組合
3	国際研修協力機構（JITCO）
4	農林水産省経営局人材育成課
5	水産庁漁政部企画課漁業労働班
6	水産庁栽培養殖課
7	大日本水産会

養殖業技能実習制度協議会 会則

平成 22 年 2 月

1. 目 的

社団法人大日本水産会と全日本海員組合は、平成 8 年 3 月 22 日付け水産庁漁政部企画課長通達「外国人漁業研修（ODA を除く）及び技能実習の適切な運用について」に鑑み、養殖業において技能実習制度の指導主旨の徹底と、外国人の養殖業技能実習制度が円滑かつ適正に運用されるよう、本協議会を設置するものとする。

2. 構 成

協議会の構成は、現在、外国人の技能実習生を受入れている漁家の中央漁業団体及びこれに準ずる団体（近い将来受入れの可能性のある業種別団体及び地方団体等）と、全日本海員組合からそれぞれ推薦された者、財団法人国際研修協力機構の担当者及び行政機関の担当者（農林水産省経営局人材育成課、水産庁企画課等）を構成員とするほか、必要に応じオブザーバーの参画を得て構成する。

3. 運 営

協議会は、構成員の互選により座長、座長補佐を選出して運営に当たる。

また、構成員の代理出席を認め、協議会の決定事項に関しては、滞りなく傘下関係者等に周知と指導の徹底を期するものとする。

なお、協議会の開催は、必要に応じて開催することができるものとする。

4. 協議事項

養殖業分野における技能実習の実態把握に係る事項

養殖業分野における技能実習制度の円滑化と適正化に係る事項

技能実習制度の運用改善に関する事項

技能実習における関係法令の周知徹底に関する事項

5. 事務局等

協議会の事務局は、大日本水産会漁政部がこれに当たり、協議会に必要な経費は原則として構成団体において適切な配分のもとに負担するものとする。

なお、協議会の運営に関し上記以外の事項については、その都度協議会において協議決定するものとする。

以上

IV. 技能実習 2 号への移行手続き

1. 技能実習 2 号移行手続きの流れ（詳細は資料 1-2、資料 2-2 を参照）

- (1) 技能実習 1 号終了予定の 5 か月前までに監理団体は、「受験申請事前情報」を F A X で J I T C O 地方駐在事務所に提出します。
- (2) 技能実習 1 号終了予定の 4 か月前までに監理団体は、「技能実習 2 号移行希望申請書」等の書類一式を J I T C O 地方駐在事務所に提出します。
- (3) J I T C O による修得技能等の評価及び技能実習計画の評価が行われます。
 - ・ J I T C O から監理団体に修得技能等の評価試験の受験指示がなされます。
 - ・ 試験実施機関である（社）大日本水産会に評価試験の受験申請を行い、受験日が決定したら J I T C O に連絡して下さい。
 - ・ 技能実習の成果の評価の試験が実施され、J I T C O へその結果が通知されます。その結果をもとに J I T C O において修得技能等の評価が行われます。
 - ・ 技能実習生の試験結果をふまえ、技能実習 2 号移行希望申請時に提出された書類をもとに J I T C O において技能実習計画の評価が行われます。
 - ・ J I T C O から入管局に評価結果（修得技能等の評価及び技能実習計画の評価）が報告されます。
- (4) 技能実習 1 号終了予定の 2 か月前までに監理団体は、入管局に技能実習 2 号に移行するための在留資格変更許可申請を行います。在留資格変更許可申請については、J I T C O において点検・取次を行っています。（取次は J I T C O 賛助会員に限る。）
- (5) 在留資格変更許可の決定により、技能実習 2 号の在留資格で技能実習を行うことになります。

2. 受験資格の審査（資料2-1を参照）

技能実習2号への移行に伴い、資料-3、資料-4に従い以下の通り、受験資格の審査を行います。

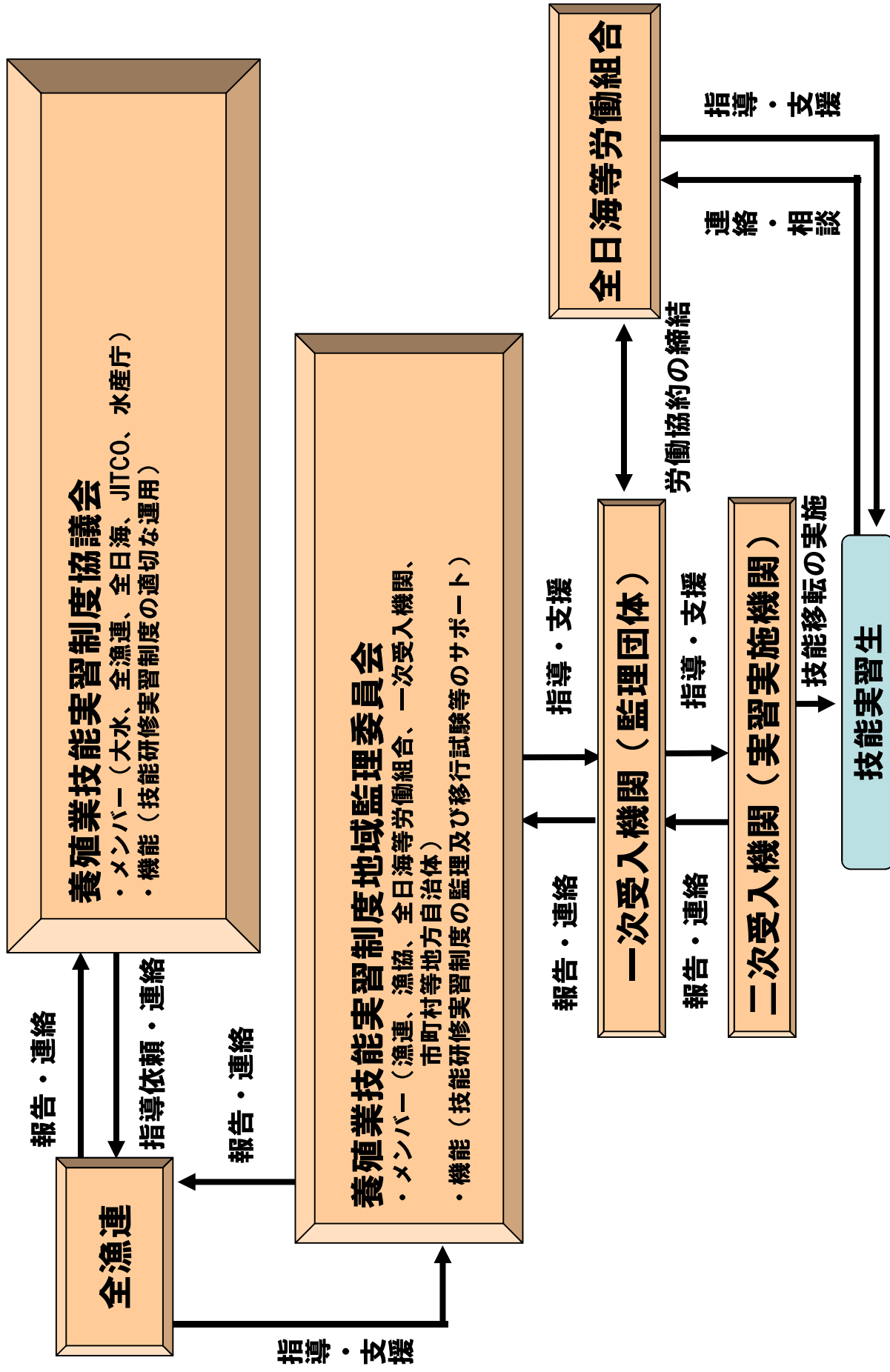
- (1) 監理団体が、JITCOに受験申請事前情報を送付する際、同時に漁業協同組合を通じ（漁業協同組合が監理団体の場合は直接）養殖業技能実習制度地域監理委員会に受験申請・技能実習2号移行計画を報告します。
- (2) 養殖業技能実習制度地域監理委員会は、JF全漁連に受験資格審査の結果・技能実習2号移行計画を報告します。
- (3) 養殖業技能実習制度地域監理委員会は、受験資格審査の結果を漁業協同組合を通じ監理団体に通知します。

3. 技能実習成果の評価システム

- (1) JITCOに技能実習2号移行希望申請書が提出されるとJITCOは、技能評価試験実施機関である（社）大日本水産会に評価試験の実施を依頼します。
- (2) （社）大日本水産会は、養殖業技能評価試験実施規定の基づき評価試験を実施し、結果をJITCO、水産庁、監理団体に連絡します。

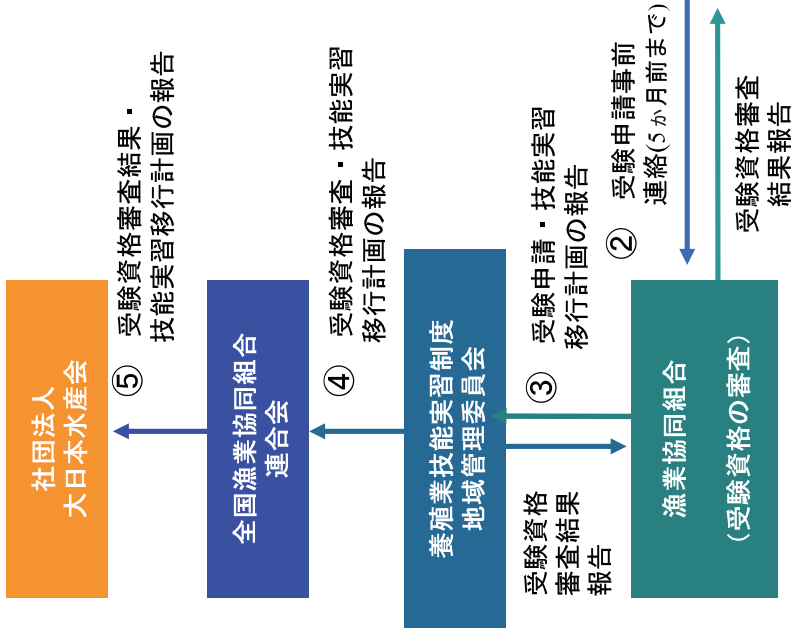
V. 資料

養殖業技能実習制度の監理体制（概要）

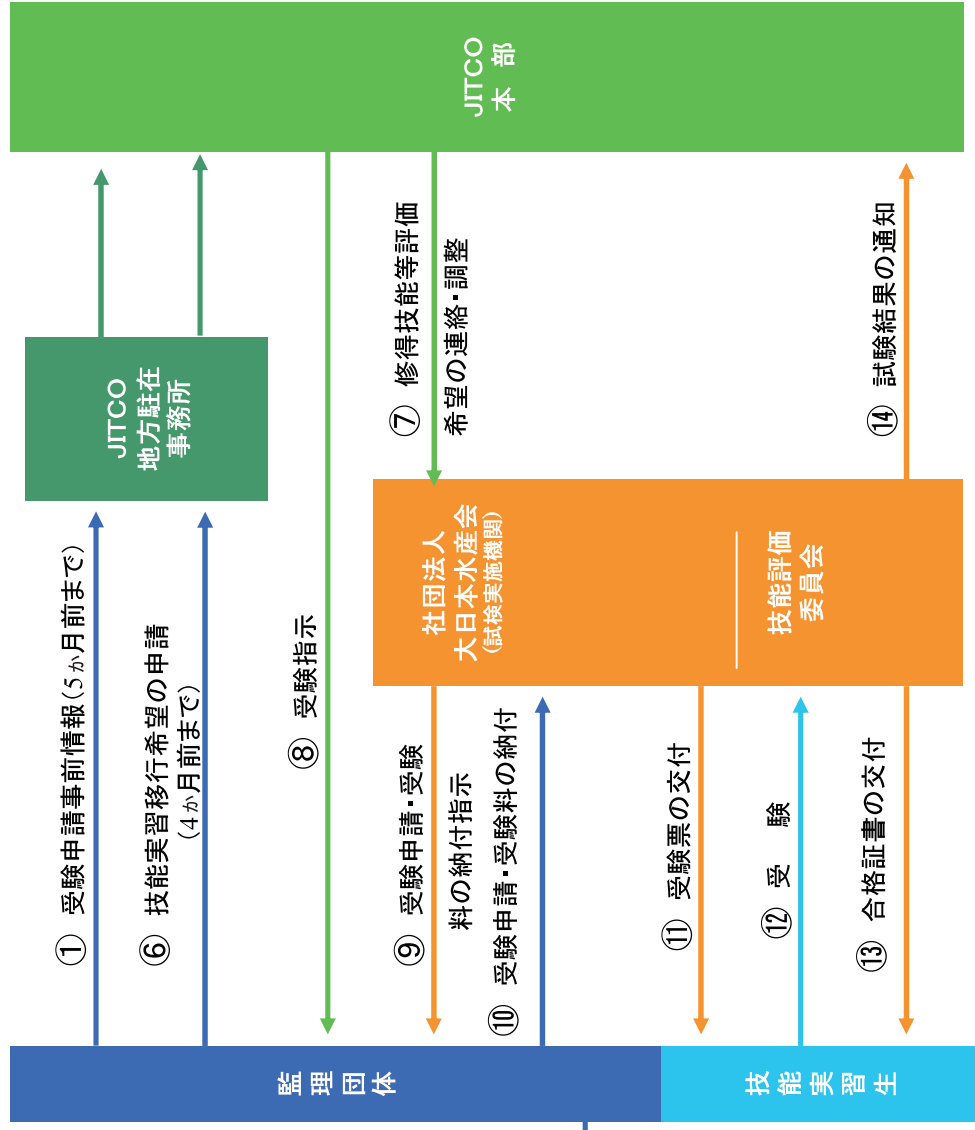


養殖業技能評価試験の概要

受験資格審査の手続き



技能評価試験の手続き



養殖業技能評価試験実施手続き1（受験資格審査手続き）

提出者	内容	提出物	提出時期	提出先
監理団体	②受験申請事前連絡	<input type="checkbox"/> 受験申請事前情報 （JITCO様式0） <input type="checkbox"/> 養殖業技能実習 移行確認依頼書 <input type="checkbox"/> 技能実習1号実施結果 入国管理局へ提出した技能 実習1号（非実務および実務） 実施予定表の写しに実施状 況を付したものの <input type="checkbox"/> 技能実習2号計画書 （JITCO様式5）	技能実習1号終了予定日の5か月前まで	漁協
漁協	③受験資格・技能実習移行計画の報告	<input type="checkbox"/> 養殖業技能実習 移行確認依頼書 <input type="checkbox"/> 技能実習1号実施結果 <input type="checkbox"/> 技能実習2号計画書 （JITCO様式5） <input type="checkbox"/> 養殖業免許の写し	②受験申請事前連絡を評価した後	養殖業技能実習制度地域管理委員会
養殖業技能実習制度地域管理委員会	④受験資格・技能実習移行計画の報告	<input type="checkbox"/> 養殖業技能実習 移行確認依頼書 <input type="checkbox"/> 技能実習1号実施結果 <input type="checkbox"/> 技能実習2号計画書 （JITCO様式5） <input type="checkbox"/> 養殖業免許の写し	③受験申請事前連絡を評価した後	全漁連
全漁連	⑤受験資格審査結果・技能実習移行計画の報告	<input type="checkbox"/> 養殖業技能実習 移行確認依頼書 <input type="checkbox"/> 技能実習1号実施結果 <input type="checkbox"/> 技能実習2号計画書 （JITCO様式5）	④受験資格・技能実習移行計画の報告を評価した後	養殖業技能実習制度協議会 （大日本水産会）

養殖業技能評価試験実施手続き2（受験手続き）

提出者	内 容	提出物	提出時期	提出先
監理団体	① 受験申請事前情報	<input type="checkbox"/> 受験申請事前情報 (JITCO様式0)	技能実習1号終了 予定日の5か月前 まで	JITCO 地方 駐在事務所
監理団体	⑥ 技能実習2号 移行希望の申請	<input type="checkbox"/> 技能実習2号移行希望 申請書 (JITCO様式1) <input type="checkbox"/> 受入れ機関技能実習 体制概要書 (JITCO様式2) <input type="checkbox"/> 技能実習移行希望者票 (JITCO様式3) <input type="checkbox"/> 実務研修実施予定表 (入管提出分の写し) <input type="checkbox"/> 技能実習移行後の 雇用条件書 (JITCO様式4) <input type="checkbox"/> 技能実習計画書 (JITCO様式5)	技能実習1号終了 予定日の4か月前 まで	JITCO 地方 駐在事務所
JITCO	⑦ 修得技能等評価希 望の連絡・調整	<input type="checkbox"/> FAX 連絡票	⑥ 技能実習2号移 行希望の申請を点 検した後	大日本水産会
JITCO	⑧ 受験指示	<input type="checkbox"/> 修得技能等の評価試験 の受験申請について(連 絡)	同上	監理団体
大日本水産会	⑨ 受験申請・受験料 の納付指示		⑦が届き次第速や かに	同上
監理団体	⑩ 受験申請・受験料 の納付		⑨が届き次第速や かに	大日本水産会
大日本水産会	⑪ 受験票の交付		⑩が届き次第速や かに	監理団体
	⑫ 受験			
大日本水産会	⑬ 合格証書の交付		試験に合格次第速 やかに	監理団体
大日本水産会	⑭ 試験結果の通知		同上	JITCO

養殖業における技能実習2号への移行に伴う留意事項について

2010年3月

社団法人 大日本水産会
全国漁業協同組合連合会

養殖業における技能評価制度の認定を受け、受入れ機関の指導・監理・支援体制の確立に向け、各地域監理委員会と連携し、以下の事項に留意の上、当該制度の適正な監理運営に務めていただきたい。

- 1 外国人技能実習制度に係る入管法や労働関係法令等を遵守する。
- 2 技能実習計画書の実習内容（特定項目）が、全体の概ね 1/3 を超える場合は、効果的な教育訓練とは言えないと判断され、技能実習2号への移行が認められない可能性があるため、技能実習計画を作成する場合は注意をすること。
- 3 監理団体は提出した技能実習計画に基づき、技能実習を計画どおりに実施しなければならず、技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施した場合は不正行為とみなされるので、注意をすること。
- 4 実習実施機関は区画漁業権を有する地区漁協の組合員である養殖業者であることが条件となる。
- 5 労働時間関係を除く労働条件については、労働基準法を遵守するのは勿論のこと、労働時間、休憩、休日等に関する労働条件についても、他産業と同等の適正な管理を行うこと。

以上

養殖業技能評価制度の活用について

2010年3月

全国漁業協同組合連合会

昨今の養殖業における外国人の技能実習生の増加に伴い、技能実習2号への移行を希望する漁家が増加しております。このような現状を踏まえて社団法人大日本水産会は、財団法人国際研修協力機構（以下、「JITCO」という）が認定する移行対象職種に「養殖業」職種の認定を申請し、先般、新規の技能評価システムとして認定されました。

技能実習生は就労の関係から、労働関係、社会保険関係、船員関係等の各法規も適用になることから、養殖業技能評価制度の活用については、関係者が一体となり、認識を共有して、適正な監理・運営に取り組む必要があります。

このため、養殖業職種で技能実習生を受け入れる場合、別添様式1号に従い、技能実習生受入地域(技能実習生受入漁家所属漁協もしくは支所区域)における養殖業技能評価制度地域監理委員会（以下「地域監理委員会」という）を設置することとし、地域監理委員会事務局は活動状況をJF全漁連漁政部に報告することとしています。

尚、JITCOに技能実習2号への移行希望申請を行う際には、事前にJF全漁連漁政部に対し、以下の提出書類をFAX等で提出して頂くこととなりますことをお知らせ致します。

①提出者

監理団体

②提出経路

監理団体→漁協→地域監理委員会→JF全漁連漁政部

③提出書類

- i) 受験申請事前情報（JITCO様式0）
- ii) 技能実習2号移行計画届出書（様式2号）
- iii) 養殖業技能実習2号移行確認書（様式3号）
- iv) 養殖業免許の写し

【様式1号】

〇〇地域監理委員会設置申請書

号

平成22年 月 日

全国漁業協同組合連合会

〇〇漁業協同組合
組合長〇〇 〇〇

養殖業における外国人技能実習制度の適正な実施に寄与し、もって、わが国養殖業の維持存続に資するため、別紙のとおり〇〇地域監理委員会設置要綱を定め、〇〇地域監理委員会を設置したいので申請します。

〇〇地域監理委員会設置要綱

(設置)

〇〇漁業協同組合連合会（以下、「〇〇漁連」という。）は、〇〇漁協及び〇〇漁協所属養殖漁家を対象とした養殖業技能評価制度地域監理委員会として、〇〇地域監理委員会を設置する。

(組織)

〇〇地域監理委員会（以下「地域監理委員会」という。）は、〇〇漁協、全日本海員組合、監理団体、地元市町村等及び事務局からなるものとする。

- (1) 地域監理委員会は、別表 1 の委員をもって組織する。
- (2) 地域監理委員会に委員長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを定めるものとする。
- (3) 委員長は、地域監理委員会の議長となり、会務を総理する。
- (4) 地域管理委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- (5) 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (6) 委員は、再任することができる。

(運営)

地域監理委員会は以下に基づき運営する。

（※地域ごとに地域特性を考慮した運営内容を明記するものとする。）

- (1) 地域監理委員会の開催は、委員長が必要に応じ招集する。
- (2) 地域監理委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ成立せず、議事は出席者の全会一致をもって決する。
- (3) 地域監理委員会の委員は設置主旨に鑑み、自ら現地調査、関係者の意見の聴取等を行うものとする。
- (4)

(協議事項)

地域管理委員会は、次に上げる事項について協議する。

- (1) 外国人技能実習制度の適正な運営に関する事。
- (2) 養殖業技能評価試験の実施体制に関する事。
- (3) その他委員長が必要と認めた事項に関する事。

(事務局)

- (1) 地域監理委員会の事務局は〇〇漁連に置く。
- (2) 事務局員は別表 2 のとおりとする。
- (3) 事務局は、地域監理委員会が養殖業技能評価制度を監理運営するために必要な事務等を行う。

附則

この要綱は平成 22 年 月 日※から施行する。

※ JF 全漁連の承認があった日

【別表 1】

〇〇地域監理委員会 名簿

所 属 機 関	役 職	氏 名

【別表 2】

事務局員名簿

所 属 機 関	役 職	氏 名

【様式2号】

技能実習2号移行計画届出書

20 年 月 日

全国漁業協同組合連合会 御中

地域管理委員会名印
(取りまとめ責任者)

現在、〇〇市町村で実施されている〇〇養殖業に関する外国人技能実習事業について、別紙のとおり技能実習2号に移行することを計画しておりますのでお届けします。

(別 紙)

技能実習 2 号移行計画

1. 実施中の技能実習 1 号の口の内容

(1) 漁業種類

(2) 監理団体名

(3) 開始年月日 2 0 年 月 日

(4) 終了予定年月日 2 0 年 月 日

2. 技能実習 2 号の口の実習計画

(1) 開始予定年月日 2 0 年 月 日

(2) 修了予定年月日 2 0 年 月 日

3. 手続き取りまとめ責任者名

	責 任 者 名	連絡先
地域管理委員会		
監理団体		
実習実施機関		

* 入国管理局へ提出した実習計画に基づく、技能実習 1 号口の結果及び
入国管理局へ提出予定の技能実習 2 号の口の実習計画を添付すること。

【様式3号】

養殖業技能実習2号移行確認依頼書

20〇〇年〇月〇日

関係地方漁協の長宛
〇〇地域管理委員会宛

監理団体

貝類養殖業技能実習生〇名が別添①のとおり技能実習を行いましたので、実習内容及び別添②の技能実習2号計画書の確認をお願い致します。

20〇〇年〇月〇日

JF 全漁連宛

関係地域漁協の長
〇〇地域管理委員会

依頼のあった別添①の技能実習内容及び別添②技能実習2号計画書は適切な内容と認められますので確認をお願い致します。

尚、技能実習実施機関は、本組合所属の養殖業者であり、証明として養殖業免許の写しを別添しますのでご査収下さい。

20〇〇年〇月〇日

養殖業技能実習制度協議会

JF 全漁連

別添①の技能実習内容及び別添②の技能実習2号計画書は適切な内容と認められますので、別添「受験申請事前情報」の技能実習2号移行試験申請がございましたら、速やかな実施をお願い致します

(団体監理型)

外国人技能実習事業に関する協定書 (モデル)

〇〇国△△(以下「送出し機関」という。)と日本国〇〇(以下「監理団体」という。)は、両国の諸法令に従い、送出し機関の送り出す技能実習生に対し、監理団体及び技能実習生を受け入れる企業等(以下「実習実施機関」という。)が実施する外国人技能実習事業(以下「技能実習事業」という。)について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この技能実習事業は、日本国の諸法令に基づき、技能実習生に日本国の産業が有する技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)を修得させることにより、〇〇国に技能等の移転を図り、〇〇国の産業の発展を担う人材育成に資するとともに、両国間の相互理解と友好親善の推進を図ることを目的とする。

第2章 技能実習事業の基本的枠組み

(日本国における滞在期間)

第2条 日本国における滞在期間は、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)が規定する在留資格「技能実習1号」と在留資格「技能実習2号」による期間に区別して設定するものとする。

- 2 「技能実習1号」に係る滞在期間は、技能実習生各人につき1年を超えない期間とする。
- 3 「技能実習2号」に係る滞在期間は、技能実習生本人、技能実習生の所属機関、〇〇国の送出し機関、監理団体及び実習実施機関が同意し、「技能実習2号」への在留資格変更申請を地方入国管理局に行い許可された場合、及びその後「技能実習2号」に係る在留期間更新申請を地方入国管理局に行い許可された場合に限り、「技能実習1号」と「技能実習2号」とを合わせて3年以内とすることができる。

(講習及び本邦外における講習又は外部講習)

第3条 入管法の規定に基づき技能実習生が入国当初に受講する講習は、監理団体が関係法令に従い適正に実施するものとする。

- 2 講習の時間数は、「技能実習1号」に係る滞在期間の6分の1以上とする。ただし、監理団体が実施する本邦外(〇〇国)における講習又は〇〇国の公的機関若しくは教育機関が実施する外部講習が、次項の条件を充足する内容により、技能実習生の入国前6月以内に1月以上かつ160時間以上それぞれ実施された場合には、滞在期間の12分の1以上とすることができる。

- 3 本邦外（〇〇国）における講習又は外部講習は、〇〇国において、それぞれ日本語、日本国での生活一般に関する知識及び日本国での円滑な技能等の修得に資する知識について、座学（見学を含む。）で実施されるものとする。

（技能実習）

- 第4条 「技能実習1号」に係る技能実習は、技能実習生と実習実施機関との雇用契約の下、監理団体が作成した技能実習計画に基づいて、講習終了後から適正に実施するものとする。
- 2 「技能実習2号」に係る技能実習は、「技能実習1号」と同一の実習実施機関において、同一の技能等に関し、技能実習生と実習実施機関との雇用契約の下、監理団体又は実習実施機関が作成した技能実習計画に基づいて適正に実施するものとする。
 - 3 技能実習は、監理団体の責任及び監理の下、監理団体と実習実施機関が役割分担を明確にして行うものとする。

（技能実習指導員・生活指導員）

- 第5条 実習実施機関は、技能実習生が修得しようとする技能等について、5年以上の経験を有する技能実習指導員を常勤職員として配置するとともに、技能実習生の生活を把握し、その相談・指導に当たる生活指導員を配置するものとする。
- 2 監理団体は、実習実施機関における技能実習指導員及び生活指導員がそれぞれ適切な指導を行うことができるよう、その育成に努めるものとする。

（技能実習生の要件）

- 第6条 技能実習生となる者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。
- (1) 〇〇国において、日本国で修得しようとする技能等に係る業務に現に従事しているか、又は従事した経験を有すること。
 - (2) 日本国での技能実習を修了し帰国後に、日本国で修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
 - (3) 日本国での技能等の修得について、〇〇国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関の推薦を受けていること。
 - (4) 技能実習制度について理解し、技能等の修得に高い意欲を有すること。
 - (5) 満18歳以上であること。
 - (6) 原則として、過去に日本国における研修又は技能実習の経験がないこと。
 - (7) 技能実習に必要な日本語を習得するための基礎的素養を有すること。

第3章 職業紹介関係業務等

(送出し機関と監理団体の業務提携による職業紹介)

第7条 送出し機関と監理団体は、技能実習事業を円滑に進めるため、両国の諸法令に従い、両者が連携して、次条から第12条までに定めるところにより、技能実習生となることを希望する者（以下「技能実習生候補者」という。）の募集、技能実習生候補者（求職者）の選抜、技能実習生を受け入れようとする実習実施機関（求人者）の確保、技能実習生候補者（求職者）及び実習実施機関（求人者）の相談への対応並びに情報提供、技能実習生候補者（求職者）と実習実施機関（求人者）のマッチングその他雇用契約の締結に至るまでの過程における職業紹介業務を、その役割及び義務に沿って的確に遂行するとともに、相互に必要な協力を行うものとする。

(職業紹介における送出し機関及び監理団体の役割と義務)

第8条 送出し機関は、次の役割と義務を負う。

- (1) 技能実習生候補者（求職者）の募集及び求職の申込みの受付
- (2) 第6条に定める要件に該当する技能実習生候補者（求職者）の選抜及び選抜された技能実習生候補者（求職者）に係る求職者名簿の整理及び管理
- (3) (2)の求職者名簿の監理団体への送付その他監理団体に対する情報の提供
- (4) 技能実習生候補者（求職者）に対する本協定書に基づく技能実習事業の詳細についての説明及び相談への対応
- (5) 実習実施機関（求人者）に関する情報、実習実施機関（求人者）の提示する労働条件等の募集条件について明示し、技能実習生候補者（求職者）が十分理解できるよう説明すること及びこれら求人情報を管理すること。
- (6) 監理団体と協議、相談の上合意した方法による技能実習生候補者（求職者）と実習実施機関（求人者）のマッチングを図るための適切な措置を講ずること。
- (7) 技能実習生候補者（求職者）のマッチング結果の把握

2 監理団体は、次の役割と義務を負う。

- (1) 実習実施機関（求人者）の募集及び求人の申込みの受付
- (2) 実習実施機関（求人者）の確認及び確保並びに求人者名簿の整理及び管理
- (3) (2)の求人者名簿の送出し機関への送付その他送出し機関への情報提供
- (4) 実習実施機関（求人者）に対する本協定書に基づく技能実習事業の詳細についての説明及び相談への対応

- (5) 技能実習生候補者（求職者）に係る求職者名簿の実習実施機関（求人者）への提供並びに求職者名簿の整理及び管理
- (6) 送出し機関と協議、相談の上合意した方法による技能実習生候補者（求職者）と実習実施機関（求人者）のマッチングを図るための適切な措置を講ずること。
- (7) 実習実施機関（求人者）の採用結果の把握

（送出し機関及び監理団体の支援）

第9条 送出し機関及び監理団体は、実習実施機関（求人者）と技能実習生候補者（求職者）との間で雇用契約の締結に向けて円滑に合意がなされるために必要な支援について協議、相談の上、適切な措置を講ずる。

（求職者及び求人者の同意）

第10条 送出し機関及び監理団体は、業務提携による職業紹介を行うことについて、予め対象となる技能実習生候補者（求職者）及び実習実施機関（求人者）の同意を得なければならない。

（秘密の厳守）

第11条 送出し機関及び監理団体は、本章の規定により取得する個人情報については、業務提携による職業紹介においてのみ使用し、適正に管理するとともに、守秘義務を負う。

（職業紹介に係る費用の分担等）

第12条 送出し機関と監理団体の業務提携による職業紹介を実施するに当たって必要となる経費（以下「職業紹介経費」という。）については、両者は、本章の規定による役割及び義務を踏まえて協議の上、負担者及び負担割合を決定するものとする。

2 前項の職業紹介経費は、第23条の送出し管理費、第24条の送出しに要する諸経費及び第25条の受入監理費と明確に区分して別途経理するものとする。

3 第1項に基づき監理団体が負担することとされる費用については、技能実習生候補者（求職者）及び実習実施機関（求人者）から一切徴収してはならない。

〔監理団体が実費のみを徴収して行う有料職業紹介を行う場合の第3項〕

3 第1項に基づき監理団体が負担することとされる費用については、技能実習生候補者（求職者）及び実習実施機関（求人者）から、一切徴収してはならない。ただし、監理団体が、日本国厚生労働大臣に届け出た職業紹介に係る手数料表の範囲で実習実施機関（求人者）から実費を徴収することを妨げないものとする。

(技能実習生の決定)

第13条 技能実習生候補者（求職者）は、本章に定めるところによる職業紹介を経て、実習実施機関（求人者）との間で雇用契約を締結し、日本国への入国手続きを終えることにより、技能実習生となるものとする。

第4章 技能実習生の処遇等

(技能実習生の処遇)

第14条 講習期間中の処遇は、次のとおりとする。

(1) 入国当初における講習期間中は、平均的な日本人の生活水準を維持できる生活実費を講習手当として、監理団体が毎月1回定期日に技能実習生本人に直接全額を支給する。この講習手当の額は、1名あたり月額〇〇円（食費〇〇円を含む。）とし、現金支給の場合には、技能実習生本人の受領印又は受領の署名を徴するものとする。

なお、講習のために日本国内の移動費用が生じた場合には、講習手当とは別に実費を支給する。

(2) 講習期間中の宿泊施設については、監理団体が確保し、技能実習生に無償で貸与する。なお、宿泊施設には、通常の生活に必要な設備等を備えるものとする。

(3) 講習は、1週間あたり40時間を超えないものとし、かつ、予め定めた講習時間外の時間及び講習日以外の日には行わないものとする。

(4) 監理団体は、技能実習生について、外国人技能実習生総合保険など民間の傷害保険等に参加するなどし、講習期間中の死亡、負傷、疾病等の場合における保障措置を講じるものとする。

2 技能実習期間（講習期間を除く。以下この項において同じ。）中の処遇は、次のとおりとする。

(1) 講習終了後に、技能実習生は実習実施機関との雇用契約の下、技能実習活動を行うが、当該雇用契約は、日本国への入国手続きにおいて締結され、講習の終了後に効力が発生するものとする。なお、技能実習生に対する労働条件通知書の交付は、実習実施機関が雇用契約書を締結の際、本人に対して母国語併記で行うものとする。

(2) 実習実施機関は、毎月、一定期日に技能実習生本人に対して直接賃金の全額を支払う。ただし、法令の定めがある税金、社会保険料などの控除を、また労使で賃金からの控除協定を締結している場合、その範囲内での控除をすることができる。なお、同協定により控除する額は実費を超えないものとする。

また、実習実施機関は賃金支払いに際して、現金支給の場合には、技能実習生本人に賃金支払明細書を交付の上、賃金台帳に技能実習生からの受領印又は受領の署名を徴する。口座振込みの場合は、口座振込みに関する労使協定を締結し、本人の同意書を取り賃金支払明細書の交付を行う。

なお、技能実習期間中に日本国内の移動費用が生じた場合には、実習実施機関の規定により旅費等の手当を支給する。

(3) 技能実習期間中の宿泊施設については、監理団体又は実習実施機関において確保し、技能実習生に対し有償又は無償で貸与するものとする。

(4) 技能実習期間中における所定労働時間は、休憩時間を除き、原則として1週間について40時間、1日について8時間を超えないものとする。ただし、労使協定を締結した場合、その範囲内で時間外・休日労働を行わせることができるものとし、その場合には割増賃金を支給する。なお、所定時間外労働、休日労働又は深夜労働を行わせる場合であっても、実習実施機関は、技能実習制度の趣旨を踏まえ、技能実習生が長時間労働とならないよう配慮するとともに、技能実習生に対する指導が可能な体制を確保するものとする。

(保証金等の徴収の禁止)

第15条 送出し機関、監理団体又は実習実施機関(以下、本条において「送出し機関等」という。)は、技能実習生又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生と社会生活において密接な関係を有する者(以下、本条において「技能実習生等」という。)から、当該技能実習生が日本国において従事する技能実習に関連して、保証金を徴収してはならない。

2 送出し機関等は、技能実習生等から、当該技能実習生が日本国において従事する技能実習に関連して、名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理し、かつ、当該技能実習が修了するまで管理することを予定してはならない。

3 送出し機関等は、技能実習生等との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結してはならず、かつ、当該技能実習が修了するまで締結することを予定してはならない。

(技能実習の中止)

第16条 次のいずれかに該当した場合には、技能実習生本人から事情を聴取した上、送出し機関、監理団体及び実習実施機関が協議し、該当者の技能実習を中止し帰国させることができる。

(1) 第6条に違反した場合

(2) 第20条の(4)に違反した場合

(3) その他本人の責めに帰することができる事情により、技能実習の継続が不可能又は不適當な場合

(技能実習生の一時帰国)

第17条 技能実習生の「技能実習1号」又は「技能実習2号」在留中の一

時帰国は、監理団体及び実習実施機関が相当と認め、かつ、日本国の入国管理局が再入国を許可した場合には、○日以内の一時帰国を認めるものとする。

なお、費用負担者については、一時帰国の事由を勘案し、技能実習生、送出し機関、監理団体又は実習実施機関が協議し決定するものとする。

第5章 送出し機関、監理団体の役割、義務等

(送出し機関の役割と義務)

第18条 送出し機関は、本協定書の各条で定めるもののほか、次の役割と義務を負う。

- (1) 技能実習事業に関する事務担当者又は連絡担当者の配置
- (2) 技能実習生の来日及び滞在に関する自国政府への法的諸手続の実施
- (3) 第3章に規定する技能実習生候補者の選抜
- (4) 事前健康診断（歯科診断を含む。）の実施及び診断結果の監理団体への通知
- (5) 第3条第2項及び第3項による講習等の委託による実施又は支援、出発前のオリエンテーションの実施
- (6) 日本国での入国及び在留手続きに必要な書類の準備
- (7) 監理団体との連絡調整その他の技能実習事業の円滑な推進に必要な業務

(監理団体の役割と義務)

第19条 監理団体は、本協定書の各条で定めるもののほか、次の役割と義務を負う。

- (1) 技能実習事業に関する事務担当者又は連絡担当者の配置
- (2) 技能実習生の来日及び在留のための日本国政府に対する法的諸手続きの実施。ただし、在留手続きについては、実習実施機関が行うことを妨げない。
- (3) 技能実習生用の宿泊施設及び講習施設の確保。ただし、宿泊施設については、実習実施機関が確保する場合を含む。
- (4) 「技能実習1号」に係る適正な技能実習計画の策定
- (5) 技能実習計画に基づく実習実施機関における適正な技能実習実施の監理・指導
- (6) 実習実施機関に対する監理・指導（(5)に掲げるものを除く。）
- (7) 技能実習生からの各種相談への適切な対応
- (8) 実習実施機関の倒産等、技能実習生の責めに帰することができない事由により技能実習の継続が困難となった場合における新たな実習先の確保（技能実習生が技能実習の継続を希望するときに限る。）
- (9) 送出し機関との連絡調整その他の技能実習事業の円滑な推進に必要な業務

(技能実習生の遵守すべき事項の指導)

第20条 送出し機関は、技能実習生に対して、次に示す技能実習生が日本国滞在中に遵守すべき事項の周知徹底を図る。また、技能実習生の日本国滞在期間中これらの遵守事項の徹底を図るため、監理団体及び実習実施機関と協力して、指導を行うものとする。

- (1) 技能実習指導員及び生活指導員の指導に従い、誠実な姿勢で技能実習を全うすること。
- (2) 修得した技能等を帰国後復職した職場で有効に活用し、母国の産業の発展に寄与すること。
- (3) 日本国滞在は単身で行い、同居を目的とした家族の呼び寄せは行わないこと。
- (4) 在留資格で認められた以外の収入や報酬を伴う活動は行わないこと。
- (5) 日本国での滞在期間中は、自らが責任を持って、旅券については保管し、外国人登録証明書については携帯すること。
- (6) 技能実習修了後は速やかに帰国すること。

(帰国後のフォローアップ)

第21条 監理団体は、送出し機関と協力して、日本国で技能等を修得した技能実習生が帰国後に本国で当該技能等を活用しているかについてフォローアップ調査を行うものとする。

- 2 送出し機関は、帰国した技能実習生が日本国で修得した技能等を〇〇国で活用しているかの調査結果を取りまとめの上、監理団体又は実習実施機関に報告するものとする。

(事故・犯罪・失踪に関する措置)

第22条 技能実習生に関する事故・犯罪・失踪が発生した場合には、監理団体は送出し機関に速やかにその事実を連絡するとともに、日本国の諸法令等に従い、両者の協議により適切に対応するものとする。

第6章 費用負担等

(送出し管理費の内訳)

第23条 技能実習事業の推進に関し、送出し機関側で要する費用（以下「送出し管理費」という。ただし、次条で規定する諸経費及び技能実習生候補者の選抜、決定等に係る職業紹介経費を除く。）は次のとおりとする。

- (1) 送出し機関が行う技能実習生候補者の派遣前の健康診断及び歯科診断の準備に要する費用その他の当該診断の実施に附帯する費用
- (2) 日本語学習、日本国での生活指導等の事前講習等に要する費用及びこの期間中の休業補償費
- (3) 送出し国の企業又は監理団体との連絡・協議に要する費用

- (4) 送出し機関として、日本国への職員派遣等による技能実習生に対する相談、生活指導の補助に要する費用（技能実習生が事故にあった場合の対策費用を含む。）
- (5) その他本事業推進のために送出し機関側で発生する費用

（送出しに要する諸経費）

第24条 前条に規定する費用のほか、技能実習生の送出しに要する諸経費は、次のとおりとする。

- (1) 健康診断費及び歯科診断費
- (2) 旅券及び査証申請手数料
- (3) 派遣前及び帰国後の〇〇国内移動旅費
- (4) その他技能実習生の送出しに関し〇〇国内で発生する経費

（受入れ監理費の内訳）

第25条 技能実習事業の推進に関し、監理団体側で監理に要する費用（以下「受入れ監理費」という。）は、次のとおりとする（ただし、技能実習生候補者の選抜、決定等に係る職業紹介経費は除く。）。

- (1) 送出し機関との連絡・協議に要する費用
- (2) 実習実施機関の選定に要する費用
- (3) 説明会開催等の受入れ準備に係る日本国内で要する費用
- (4) 第26条に定める往復旅費
- (5) 講習期間中の事故等における保障措置に係る費用
- (6) 講習の実施に要する費用
- (7) 実習実施機関に対する監査及び訪問指導の実施に要する費用
- (8) 宿泊施設の確保に要する費用
- (9) 技能実習生からの相談に対応する措置に要する費用
- (10) 技能実習事業に係る打合せ及び状況視察等、送出し国訪問に要する旅費
- (11) その他本事業推進のために監理団体側で発生する費用

（費用の負担）

第26条 技能実習事業に要する費用のうち、第23条の送出し管理費及び第24条の送出しに要する諸経費については、相互に協議し、妥当な部分を送出し機関及び監理団体が、また、第25条の受入れ監理費については、監理団体及び実習実施機関側が負担するものとする。ただし、技能実習生の技能実習のための来日と技能実習修了後の帰国の旅費については、技能実習生が母国を離れる最後の地点から、技能実習修了後に帰国のため母国に入国する最初の地点までの往復旅費を、監理団体及び実習実施機関側が負担する。

(送出し管理費等の取扱い)

第27条 監理団体が、第23条の送出し管理費及び第24条の送出しに要する諸経費の一部を負担することとした場合には、双方で相当と認められた金額を送出し機関側に送金する。なお、この場合において、監理団体が負担する送出し管理費及び送出しに要する諸経費の内訳については送出し機関から監理団体へ別途通知する。

- 2 技能実習期間中の送出し管理費は1名あたり月額〇〇〇円とする。
- 3 監理団体は、実習実施機関から毎月送出し管理費を徴収し、〇か月に一度まとめて送出し機関に送金する。
- 4 送出し管理費の取扱いについては、専用口座を設置し、技能実習生に支給する講習手当、賃金とは明確に区別するとともに、講習手当及び賃金から徴収しないものとする。

第7章 雑 則

(技能実習事業に関する協定書付属覚書)

第28条 〇〇〇及び〇〇〇については、別に定める「技能実習に関する協定書付属覚書」によるものとする。

(協定書の解釈等)

第29条 本協定書の条項に解釈上の疑義が生じた場合又は本協定書に定めのない事項については、技能実習事業の目的に則り、両者の協議により決定するものとする。

(紛争の処理)

第30条 技能実習事業に関し紛争が生じた場合には、技能実習事業の趣旨及び日本国の諸法令を尊重し、かつ、友好関係を損なわないように配慮しつつ、送出し機関と監理団体との協議により、解決するよう努力するものとする。なお、やむを得ない場合には、日本国の関係省庁又は裁判所の判断に従うものとする。

(協定書の効力等)

第31条 本協定書は、署名の日から発効する。ただし、日本国の関係省庁から、本協定の内容に抵触する条件又は本協定に定めのない事項に関し指導があった場合には、それに従うとともに、監理団体は送出し機関に対し、速やかに当該内容を文書で通知する。以後、当該内容については、本協定に優先して適用するものとする。

(協定書の終了)

第32条 本協定は、次のいずれかにより終了するとともに、本協定書は効力を失うものとする。

- (1) 本協定の対象となる技能実習事業が終了した場合
(本協定書の終了日は、技能実習事業の終了日とする。)
- (2) 技能実習の途中で継続が不可能となり、技能実習生が帰国すること
となった場合(この場合には、文書をもって相手方に通知することとし、
本協定書の終了日は、文書の発信日とする。)

以上に両者は合意し、協定書の正文として、日本語文及び〇〇語文により
各2通を作成し、署名するとともに、両者はそれぞれ各1通を保有する。

(送出し機関)

〇〇国
△△
代表者〇〇〇〇
署名_____

(監理団体)

〇〇国
〇〇
代表者〇〇〇〇
署名_____

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

於〇〇国〇〇

